
第4次廿日市市障がい者計画

(素案)



廿日市市

目 次

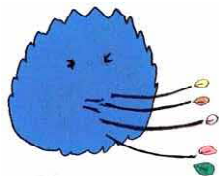
第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 法令・制度改正の動向	2
3 計画の位置付け	4
4 「はつかいち福祉ねっと」との連携	7
第2章 本市の障がいのある人を取り巻く現状.....	9
1 市の人口・世帯.....	9
2 障がいのある人の状況	10
第3章 アンケート調査結果の概要	18
1 調査対象及び調査方法.....	18
2 調査結果の概要	19
第4章 現行計画点検調査.....	29
1 点検の方法	29
2 全体の点検結果	30
3 第3次廿日市市障がい者計画取組状況.....	31
第5章 計画の基本構想	37
1 基本理念と基本目標.....	37
2 障がい者施策の課題	38
3 施策の体系	40
第6章 施策の展開	41
1 理解の促進と権利擁護【人権】.....	41
2 生きがいを持った暮らし【療育・教育・就労・情報・スポーツ・文化】	46
3 生き生きと暮らせる環境【保健・医療】	57
4 地域生活の支援【サービス・相談】.....	62
5 安心して暮らせる社会【バリアフリー・安全・協働】.....	69
第7章 計画の推進・評価体制	74
1 計画の推進にあたって.....	74
2 計画の進捗管理、評価、見直しについて	75

ふくし みりょく つた
福祉の魅力を伝える“ゆるキャラ”
こころちゃん

はつかいち福祉ねっと 地域生活支援システム部会「福祉の魅力伝えますワーキング」では、障がいのある人たちが地域で安心して生活することができるよう、福祉のお仕事をする人を増やすための活動をしています。

その一環として、たくさんの人に愛される“ゆるキャラ”と一緒に、福祉のお仕事の魅力を発信していくことになり、令和6年度に「ゆるキャラ投票」を行いました。

392人の方からの投票の結果、障がいのある人たちによる7作品の中から「こころちゃん」が選ばれました。



フクシーくん



フクフクくん



はやみちゃん



こころちゃん



おまめさん



はつロボくん



よしわくん

もみじくん

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成27(2015)年3月に、障害者基本法に基づく「第3次廿日市市障がい者計画」を策定し、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現を目指し、障がい者施策に取り組んできました。

国においては、平成26(2014)年に批准した「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」との整合性確保に留意しつつ、平成28(2016)年に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」及び「児童福祉法」のほか、障がい者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、平成30(2018)年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下「障害者文化芸術推進法」という。)」と、令和元(2019)年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」という。)」と、そして、令和3(2021)年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法(以下「医療的ケア児支援法」という。)」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3(2021)年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

令和4(2022)年には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)」が施行されるなどの法整備が進められてきました。

さらに、令和4(2022)年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6(2024)年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

こうした動向も踏まえつつ、障がい者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等について、大局的・俯瞰的見地より議論が行われ、その結果、令和5(2023)年3月、「障害者基本計画(第5次)」が策定されました。

この障害者基本計画は、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現を目指すことが期待されています。

- ・「一人一人の命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰ひとり取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

という目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向け不断に取組を進めていくことと定めており、この方向を目指し計画策定を行いました。

なお、本計画においては、第3次廿日市市障がい者計画に引き続き、「障害」という表現については、「害」という漢字の印象の悪さから、法律名や事業名等を除き、可能な限りひらがな表記に変えています。

2 法令・制度改正の動向

年度等	内 容
障害者差別解消法 (平成28(2016)年施行)	○障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成28(2016)年施行)	○成年後見制度利用促進委員会の設置
発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28(2016)年施行)	○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成30(2018)年施行)	○自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○就労定着支援の創設(就業にともなう生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定) ○医療的ケアを要する障害児に対する支援 (平成28(2016)年施行)
障害者文化芸術推進法 (平成30(2018)年施行)	○障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
読書バリアフリー法 (令和元(2019)年施行)	○視覚障害者、読字に困難がある発達障害者(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者の方も読書に親しむことができる社会を推進
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (令和2(2020)年施行)	○障害者の雇用状況についての的確な把握のため、報告徴収の規定を新設 ○障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類保存の義務化 ○障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化 ○厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする適正実施勧告の規定を新設 ○国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化 ○「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ○障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化 ○週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 ○中小事業主(300人以下)の認定制度の新設
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (令和3(2021)年施行)	○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提

年度等	内 容
	供体制の整備等の推進 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設
医療的ケア児支援法 (令和3(2021)年施行)	○「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為とした ○医療的ケア児支援施策を実施する地方公共団体の責務を明記
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (令和4(2021)年施行)	○障害者による情報の取得利用等に係る施策の推進
障害者差別解消法の改正 (令和6(2024)年施行)	○事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化(改正前は努力義務)
児童福祉法の改正 (令和6(2024)年施行)	○全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等 ○困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設 ○児童の意見聴取等の仕組みの整備
障害者総合支援法の改正 (令和6(2024)年施行)	○共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、ひとり暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが、法律上明確化 ○就労選択支援(就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス)の創設 施行期日(案) 令和7(2025)年(政令で定める日) ○短時間労働者に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化 ○医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進 ○難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○障害者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備(第三者提供の仕組みの規定等)

本市においては、このような大きな変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障がい者の実態やニーズに即した障害者施策を更に総合的・計画的に推進していくため、「第4次廿日市市障がい者計画」を策定します

3 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえることとします。

【策定の根拠及び計画内容】

	障害者計画	障害福祉計画(参考)	障害児福祉計画(参考)
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
内容	障害者施策の基本的方向性について定める計画	障害福祉サービス等の見込みと、その確保策を定める(計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制と、その確保策を定める(計画期間は3年1期)

(参考:障害者基本法第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

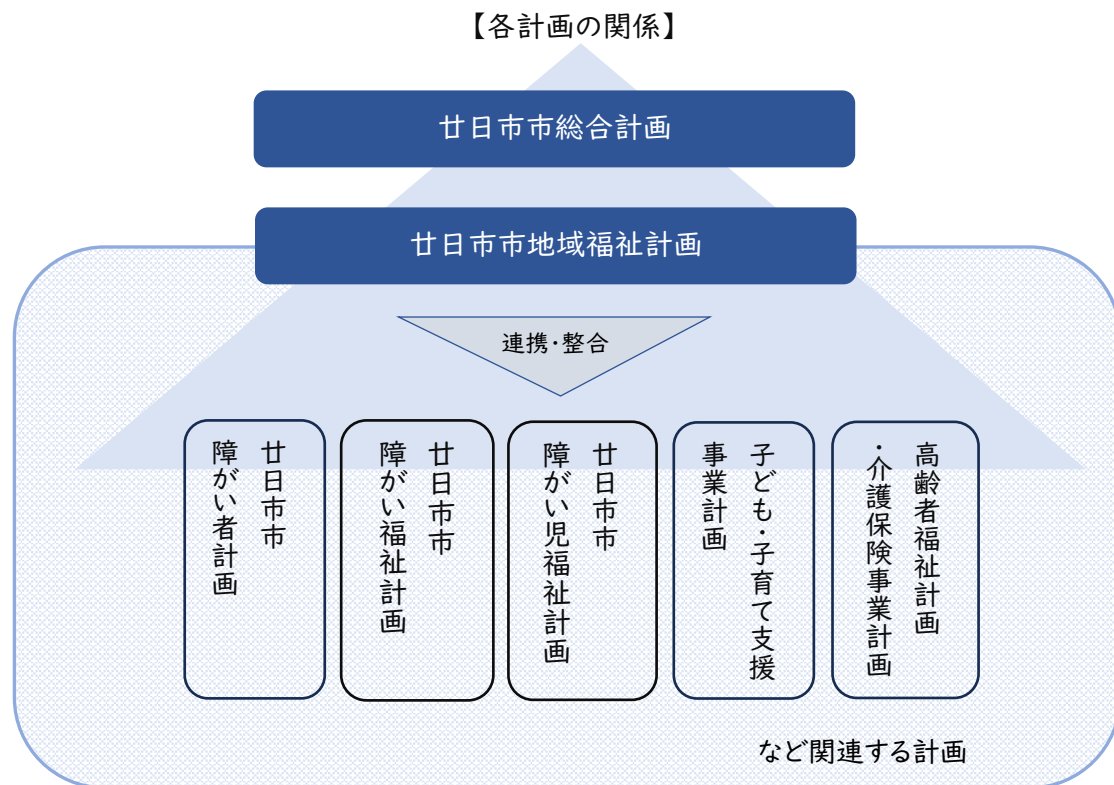
(2) 計画の対象

本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者を含む。)並びに制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人など(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの)としています。

また、障がい児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む。)及び難病の児童を対象としています。

(3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「廿日市市総合計画」及び福祉分野の個別計画の上位計画である「廿日市市地域福祉計画」に即した計画とします。また、障がい者施策に関連する他の計画と整合を図った上で策定します。



(4) 計画の期間

「第3次廿日市市障がい者計画」は、令和5（2023）年度を終期としていましたが、国及び広島県の障害者プランが令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度に策定されるため、その整合性を図ることとして計画期間を1年延長しており、この「第4次廿日市市障がい者計画」は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画です。

ただし、国の障害者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
第3次廿日市市障がい者計画				第4次廿日市市障がい者計画				
第6期廿日市市障がい福祉計画			第7期廿日市市障がい福祉計画					
第2期廿日市市障がい児福祉計画			第3期廿日市市障がい児福祉計画					

(5) 広島県の方針

広島県は、「全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」を目指して「第5次広島県障害者プラン」（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）により、障害福祉計画を進めています。

【基本理念】

全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

【目指す姿】

- ① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会が実現しています。
- ② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。
- ③ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています。
- ④ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。
- ⑤ 全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。

(6) SDGs との関係

SDGs は、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、「誰ひとりとして取り残さない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、市では、障がい者計画の各分野において、SDGs の目標指標を意識して、自治体レベルで SDGs の理念と目標を支えることとしていきます。

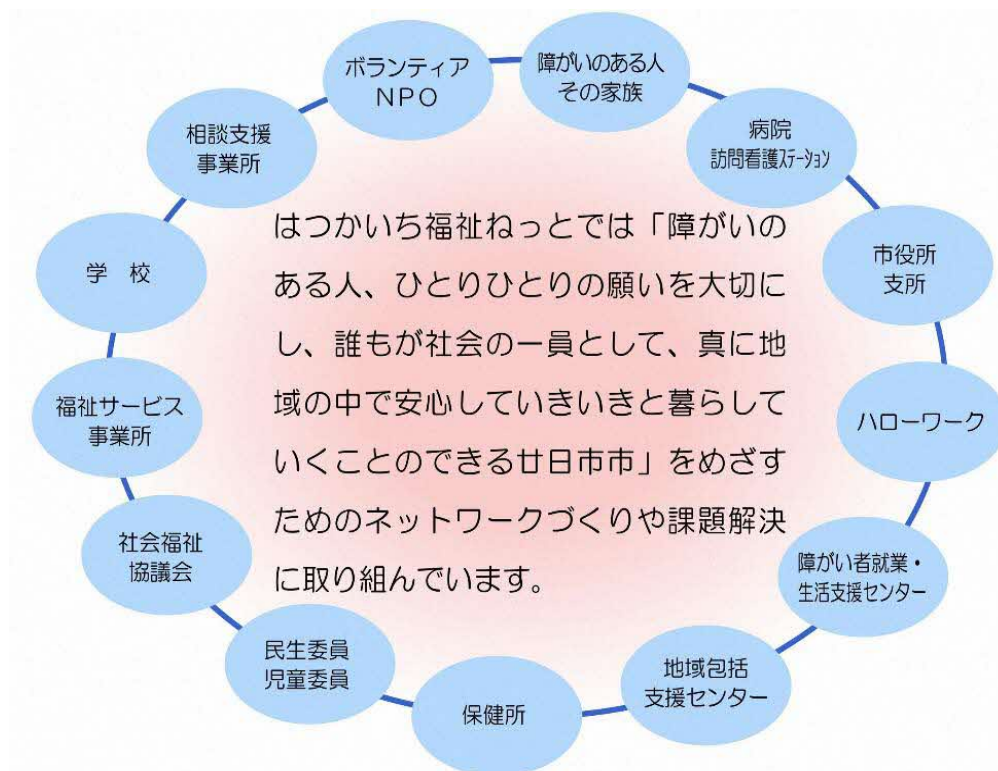
4 「はつかいち福祉ねっと」との連携

障害者総合支援法第 89 条の3第1項の規定により、地方公共団体は、障がいのある人等の支援体制の整備を図るため、障がいのある人やその家族、福祉、医療、教育、就労の関係者等により構成される協議会を置くよう努めなければならないとされています。

本市では、「はつかいち福祉ねっと」と命名した協議会を設置し、福祉、保健、医療、教育、就労等の多分野・多職種の関係者が集まったネットワークを構築しています。

はつかいち福祉ねっとでは、障がいのある人や家族等が抱える個々のケースから浮かび上がってきた地域の課題について、全体会、部会代表者会議、障がい別会議、課題別会議、事務局会議において情報を共有し、役割を分担しながら、具体的な課題解決に向けた社会資源の改善や開発等に取り組んでいます。

【はつかいち福祉ねっと構成図】



【はつかいち福祉ねっと連携図】



名称・対象	内容
全体会 多種多様な地域の関係者 で構成する	はつかいち福祉ねっと全体の計画や実績、方向性等の確認を行います。また、専門部会の取組や委託相談支援事業所の活動等の報告を受けて、地域課題や政策提言等の確認を行います。
部会代表者会議 各課題別会議、障がい別 会議代表者と事務局で構 成する	各部会での取組等や地域の情報を共有するとともに地域課題について協議します。また、全体会で諮る事が必要だと判断された事項について協議します。
専門部会	
障がい別会議 障がい別等の関係 者で構成する	身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの当事者部会により、当事者ニーズや情報の収集、情報提供や現状報告等を行います。
課題別会議 関連する関係者等で 構成する	課題ごとに関係者が集い、課題解決に向けて社会資源の改善、開発等の施策提案等を行います。

第2章 本市の障がいのある人を取り巻く現状

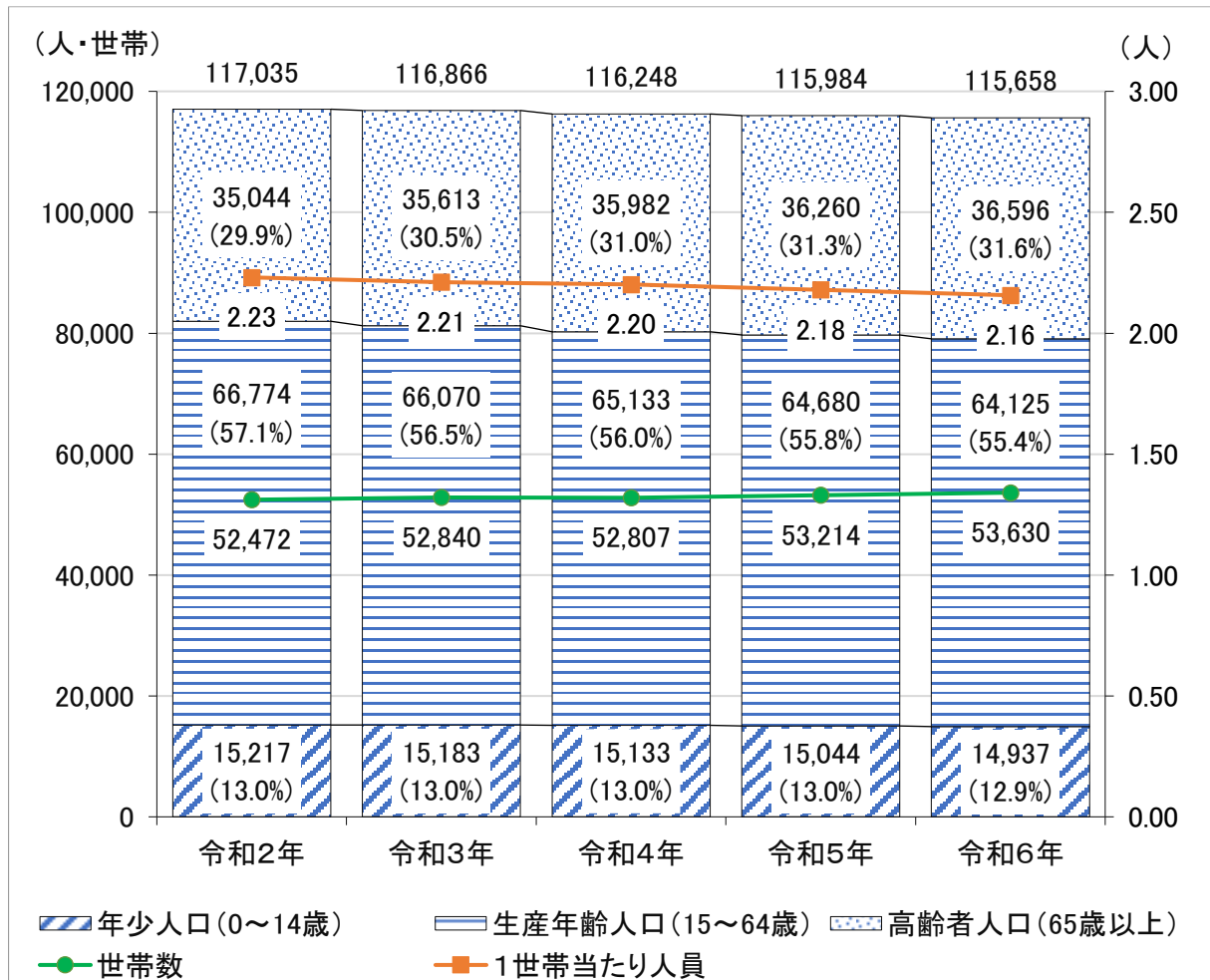
1 市の人口・世帯

本市の人口は、微減の傾向にあります。年少人口はやや減少し、高齢者人口は増加するという、いわば少子高齢化の傾向にあります。一方、生産年齢人口は、徐々に減少しています。

令和6(2024)年の高齢化率は、31.6%で、およそ3人に1人が高齢者となっています。

世帯数は、増加傾向にあります。また、1世帯当たり人員は減少しています。

【人口と世帯】



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

2 障がいのある人の状況

(1) 総数

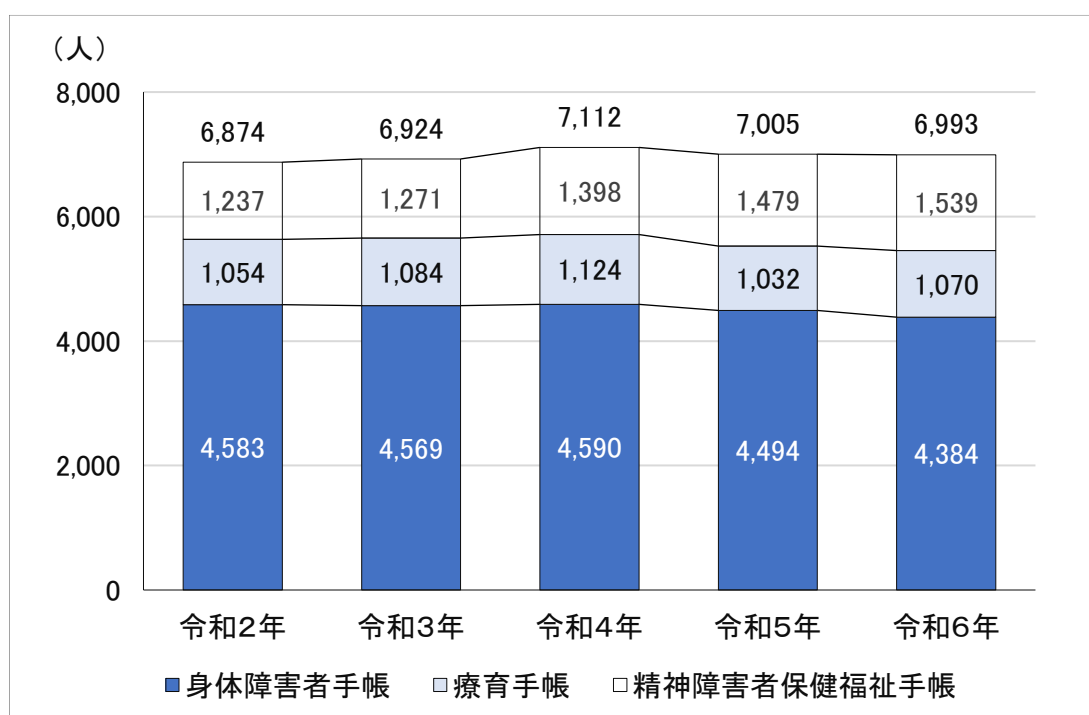
障がいのある人の状況では、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数が増加傾向にあります。

【障がいのある人の状況】

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害者手帳所持者	4,583	4,569	4,590	4,494	4,384
療育手帳所持者	1,054	1,084	1,124	1,032	1,070
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,237	1,271	1,398	1,479	1,539
合計	6,874	6,924	7,112	7,005	6,993

資料：障害福祉課、広島県（各年3月31日）



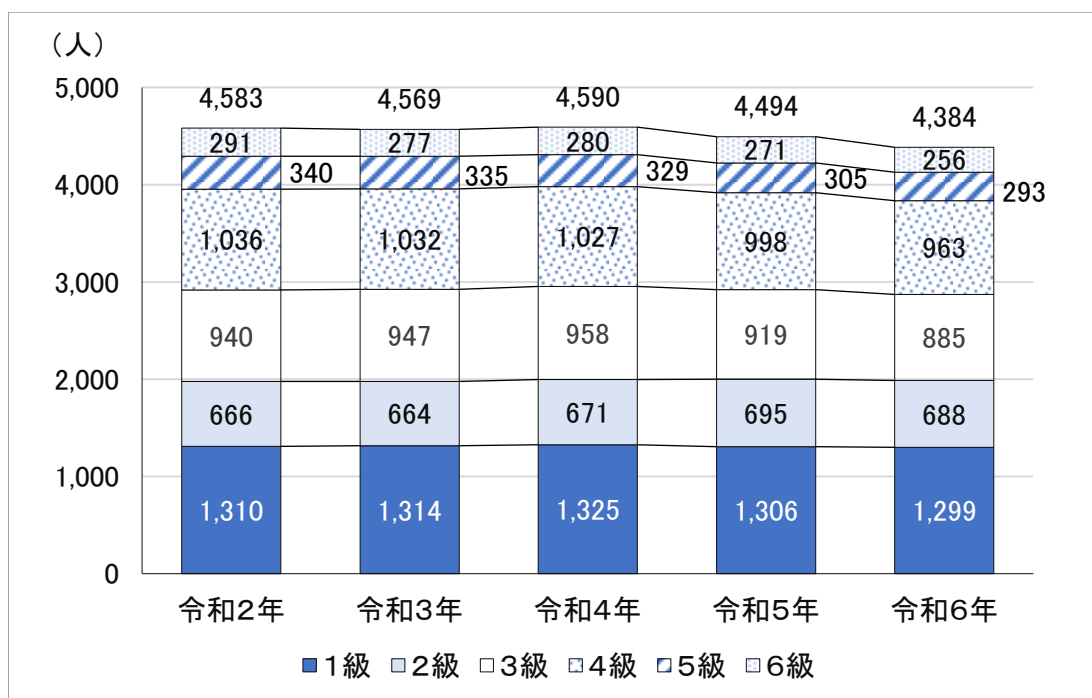
(2) 身体障害者手帳所持者

【身体障害者手帳所持者(等級別)の推移】

単位:人

区 分	重 度		中 度		軽 度		合 計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
令和2年	1,310	666	940	1,036	340	291	4,583
令和3年	1,314	664	947	1,032	335	277	4,569
令和4年	1,325	671	958	1,027	329	280	4,590
令和5年	1,306	695	919	998	305	271	4,494
令和6年	1,299	688	885	963	293	256	4,384

資料:障害福祉課(各年3月31日)

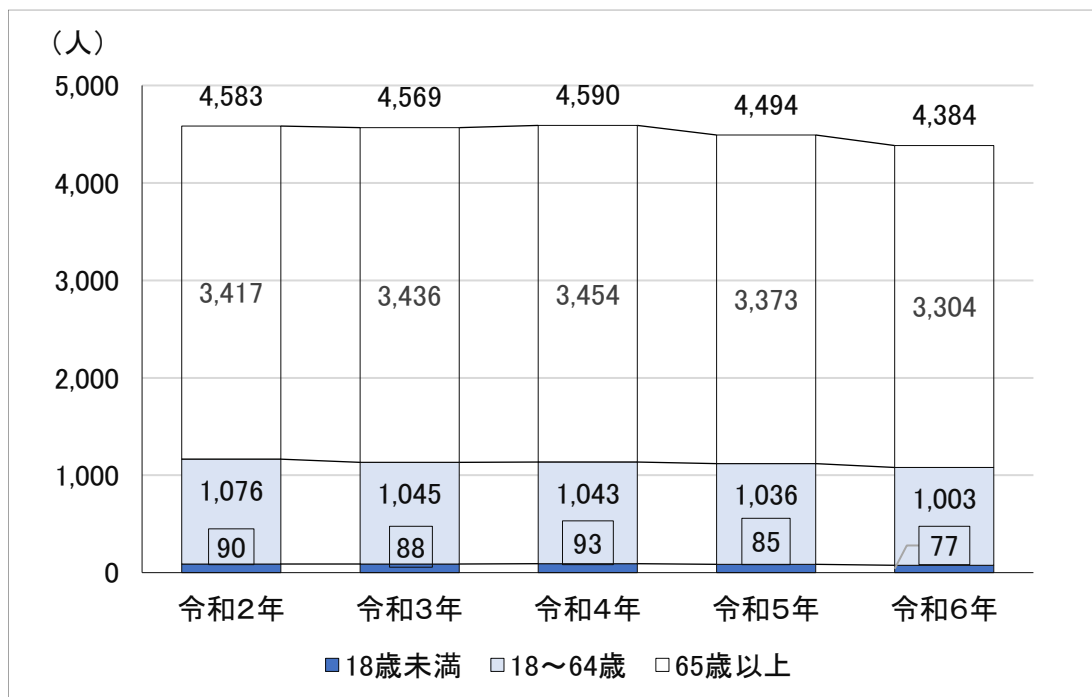


【身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移】

単位：上段 人、下段 %

区 分	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	合 計
令和2年	90	1,076	3,417	4,583
	2.0	23.5	74.6	100.0
令和3年	88	1,045	3,436	4,569
	1.9	22.9	75.2	100.0
令和4年	93	1,043	3,454	4,590
	2.0	22.7	75.3	100.0
令和5年	85	1,036	3,373	4,494
	1.9	23.1	75.1	100.0
令和6年	77	1,003	3,304	4,384
	1.8	22.9	75.4	100.0

資料：障害福祉課（各年3月31日）

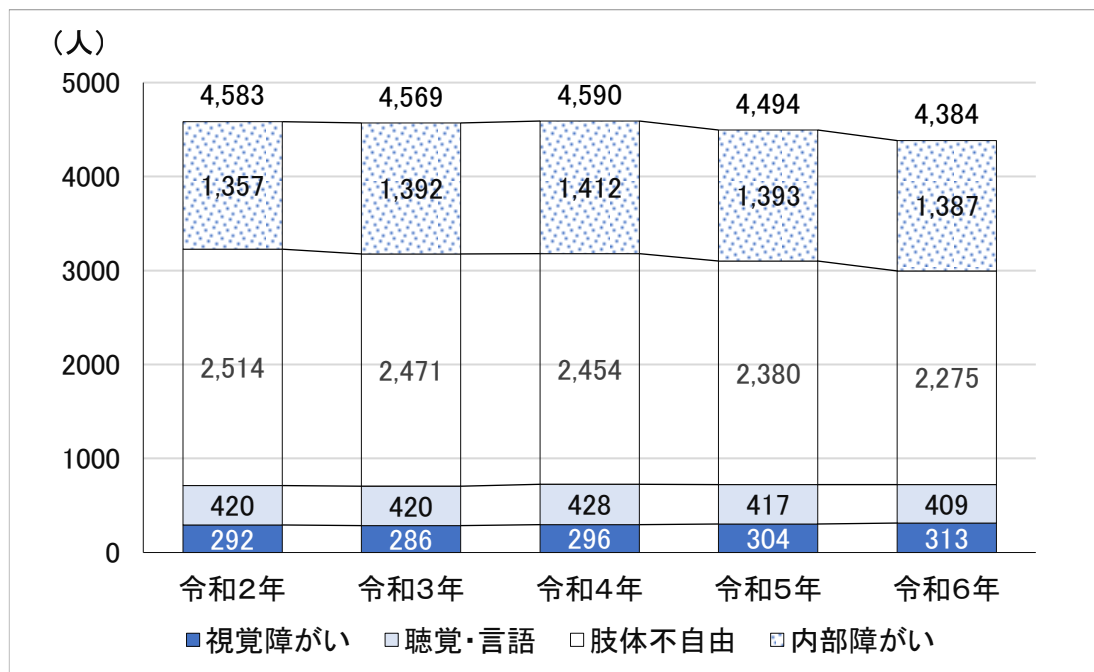


【身体障害者手帳所持者（部位別）の推移】

単位：人

区 分	視覚障がい	聴覚・言語	肢体不自由	内部障がい	合 計
令和2年	292	420	2,514	1,357	4,583
令和3年	286	420	2,471	1,392	4,569
令和4年	296	428	2,454	1,412	4,590
令和5年	304	417	2,380	1,393	4,494
令和6年	313	409	2,275	1,387	4,384

資料：障害福祉課（各年3月31日）



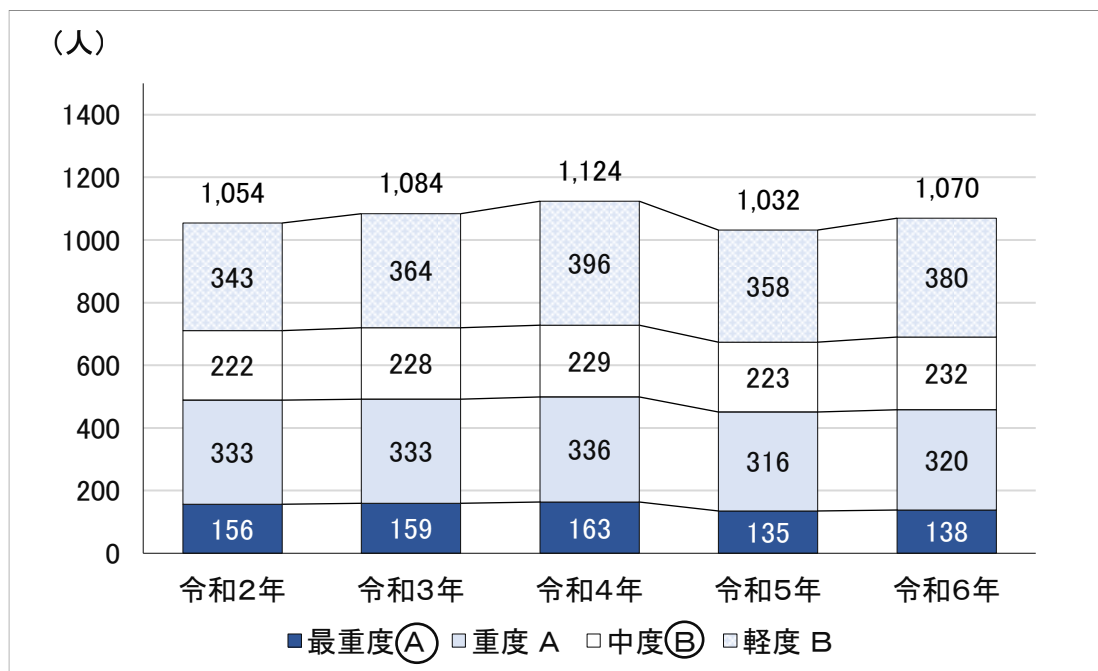
(3) 知的障がいのある人の状況

【療育手帳所持者（等級別）の推移】

単位：人

区 分	最重度(A)	重度 A	中度(B)	軽度 B	合 計
令和2年	156	333	222	343	1,054
令和3年	159	333	228	364	1,084
令和4年	163	336	229	396	1,124
令和5年	135	316	223	358	1,032
令和6年	138	320	232	380	1,070

資料：広島県（各年3月31日）

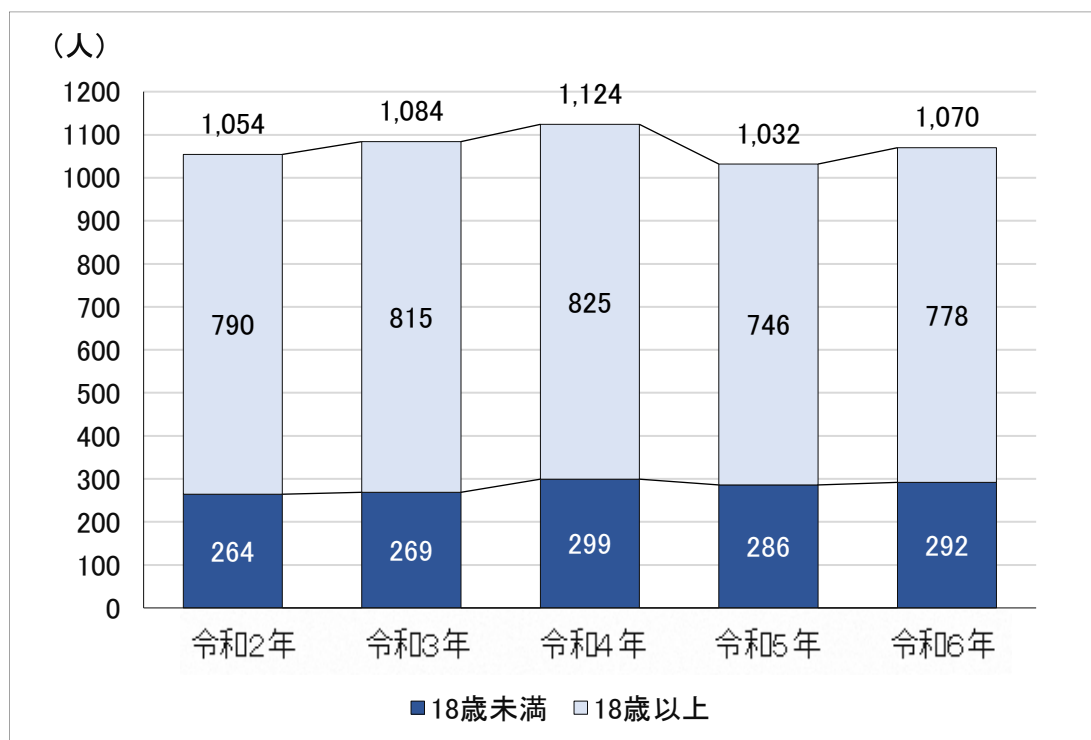


【療育手帳所持者（年齢別）の推移】

単位：上段 人、下段 %

区 分	18 歳未満	18 歳以上	合 計
令和2年	264	790	1,054
	25.05%	74.95%	100.00%
令和3年	269	815	1,084
	24.82%	75.18%	100.00%
令和4年	299	825	1,124
	26.60%	73.40%	100.00%
令和5年	286	746	1,032
	27.71%	72.29%	100.00%
令和6年	292	778	1,070
	27.29%	72.71%	100.00%

資料：広島県（各年3月31日）

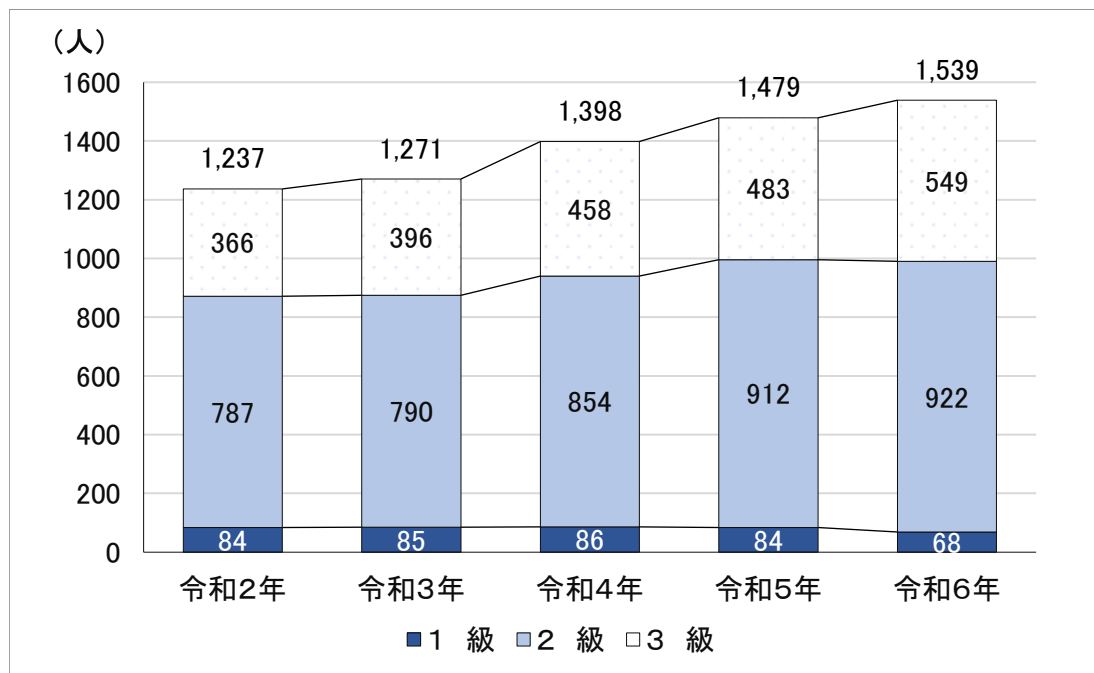


(4) 精神障がいのある人の状況

単位：人

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
令和2年	84	787	366	1,237
令和3年	85	790	396	1,271
令和4年	86	854	458	1,398
令和5年	84	912	483	1,479
令和6年	68	922	549	1,539

資料：広島県（各年3月31日）



【自立支援医療（精神通院医療）承認者数等の推移】

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自立支援医療（精神通院医療） 承認者数	2,211	1,887	2,396	2,508	2,602

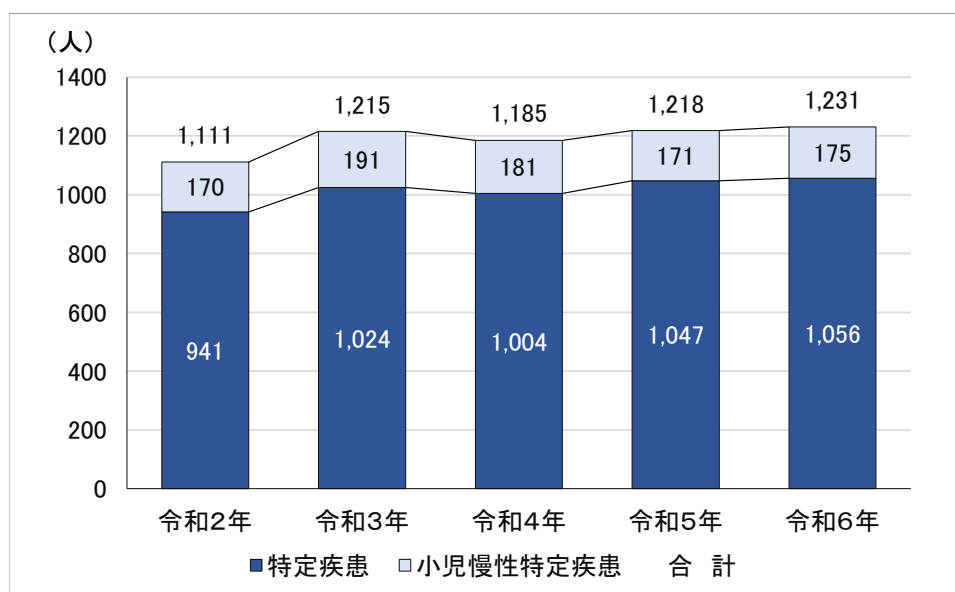
資料：広島県（各年3月31日）

【特定疾患・小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況】

単位:人

区 分	特定疾患	小児慢性特定疾患	合 計
令和2年	941	170	1,111
令和3年	1,024	191	1,215
令和4年	1,004	181	1,185
令和5年	1,047	171	1,218
令和6年	1,056	175	1,231

資料:広島県(各年3月31日)



第3章 アンケート調査結果の概要

Ⅰ 調査対象及び調査方法

		今回調査 令和5(2023)年	前回調査 平成26(2014)年	
調査の目的		第4次廿日市市障がい者計画及び第7期廿日市市障がい福祉計画・第3期廿日市市障がい児福祉計画策定にあたり、ご意見やご提言、現状を聴取し、計画に反映するために実施した。	第3次廿日市市障がい者計画及び第4期廿日市市障がい福祉計画策定にあたり、ご意見やご提言、現状を聴取し、計画に反映するために実施した。	
調査対象者		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳それぞれの所持者、障がい児の保護者を対象に無作為抽出。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳それぞれの所持者、障害福祉サービス受給者等を対象に無作為抽出。	
調査数	障がい者	1,600 人	2,000 人	
	障がい児	500 人		
調査方法		郵送配布・回収	郵送配布・回収	
調査時期		令和5(2023)年 10月11日～10月31日	平成26(2014)年 8月4日～8月15日	
調査票 回収数	障がい者	809 票	障がい者・児	926 票
	障がい児	240 票		
調査票 回収率	障がい者	50.6%	障がい者・児	46.3%
	障がい児	48.0%		

2 調査結果の概要

(1) 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいか

全体では、「経済的な負担の軽減」が55.9%と最も高く、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.6%、「相談対応等の充実」が32.8%と続いています。

年齢別では、年齢が下がるほど「相談対応等の充実」と「地域住民等の理解」と「情報の取得利用や意思疎通（コミュニケーション）」についての支援」の割合が高くなる傾向にあります。

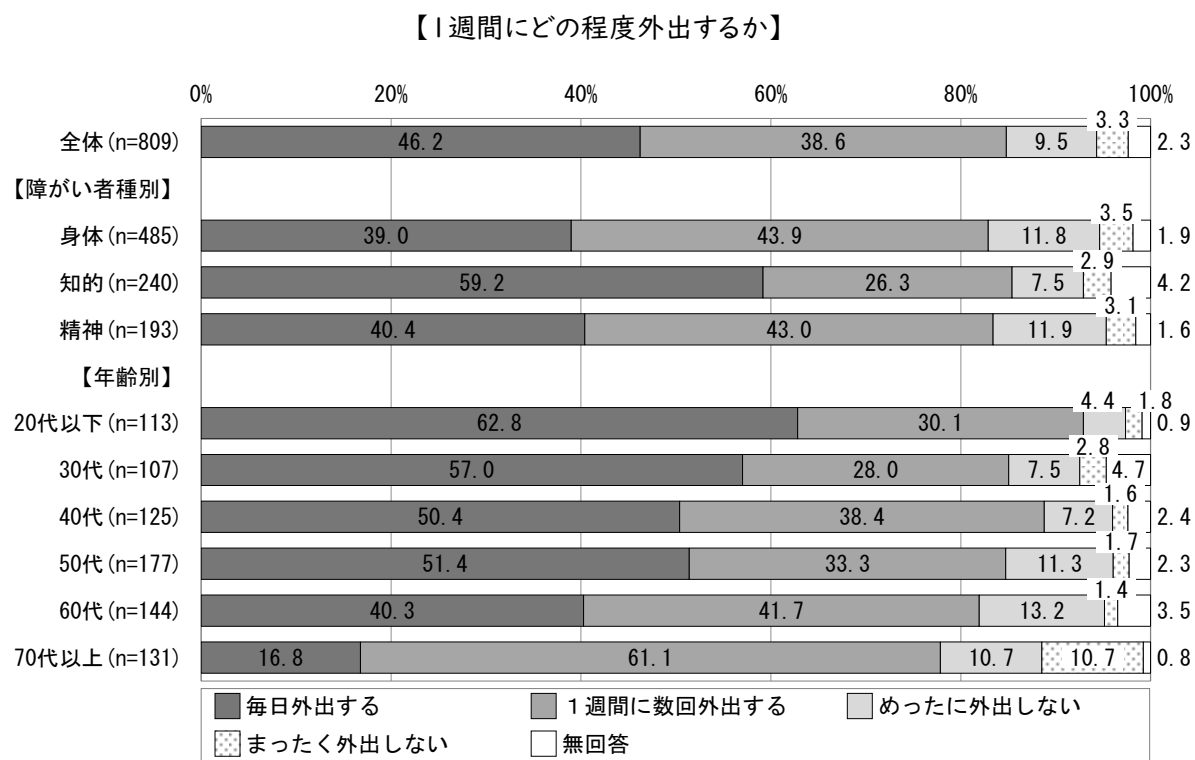
【希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいか】

(%)	経済的な負担の軽減	必要な在宅サービスが適切に利用できること	相談対応等の充実	在宅で医療的ケアなどが受けられること	障がい者に適した住居の確保	(コミュニケーション) 情報の取得利用や意思疎通	地域住民等の理解	生活訓練等の充実	その他	特にない	無回答
全体 (n=809)	55.9	35.6	32.8	30.2	27.4	21.5	18.0	11.6	4.3	12.2	3.3
【障がい者種別】											
身体 (n=485)	53.8	39.0	24.7	37.3	24.3	14.0	12.6	8.7	3.7	14.2	2.9
知的 (n=240)	49.2	36.3	40.4	21.7	40.4	33.3	29.2	19.2	5.0	9.2	5.4
精神 (n=193)	69.4	26.9	44.0	20.7	22.8	26.9	19.7	11.9	7.3	8.3	3.6
【年齢別】											
20代以下 (n=113)	56.6	32.7	42.5	13.3	36.3	38.9	31.9	15.0	6.2	11.5	2.7
30代 (n=107)	62.6	35.5	39.3	26.2	39.3	28.0	28.0	18.7	1.9	5.6	4.7
40代 (n=125)	62.4	36.8	34.4	30.4	24.0	23.2	20.0	15.2	8.0	10.4	3.2
50代 (n=177)	59.3	32.2	33.9	29.4	26.0	18.6	12.4	12.4	2.8	11.3	4.0
60代 (n=144)	54.9	34.0	31.9	34.0	26.4	16.0	11.1	5.6	5.6	13.2	3.5
70代以上 (n=131)	38.9	44.3	18.3	46.6	16.0	11.5	11.5	4.6	2.3	19.8	1.5

(2) 1週間にどの程度外出するか

全体では、「毎日外出する」が46.2%と最も高く、「1週間に数回外出する」が38.6%、「めったに外出しない」が9.5%と続いています。

年齢別では、年齢が下がるほど「毎日外出する」の割合が高くなる傾向にあります（一部年代を除く）。



(3) 外出するときに困ること

全体では、「外出にお金がかかる」が18.9%と最も高く、「困った時にどうすればよいのか心配」が18.7%、「公共交通機関が少ない、またはない」が16.0%と続いています。

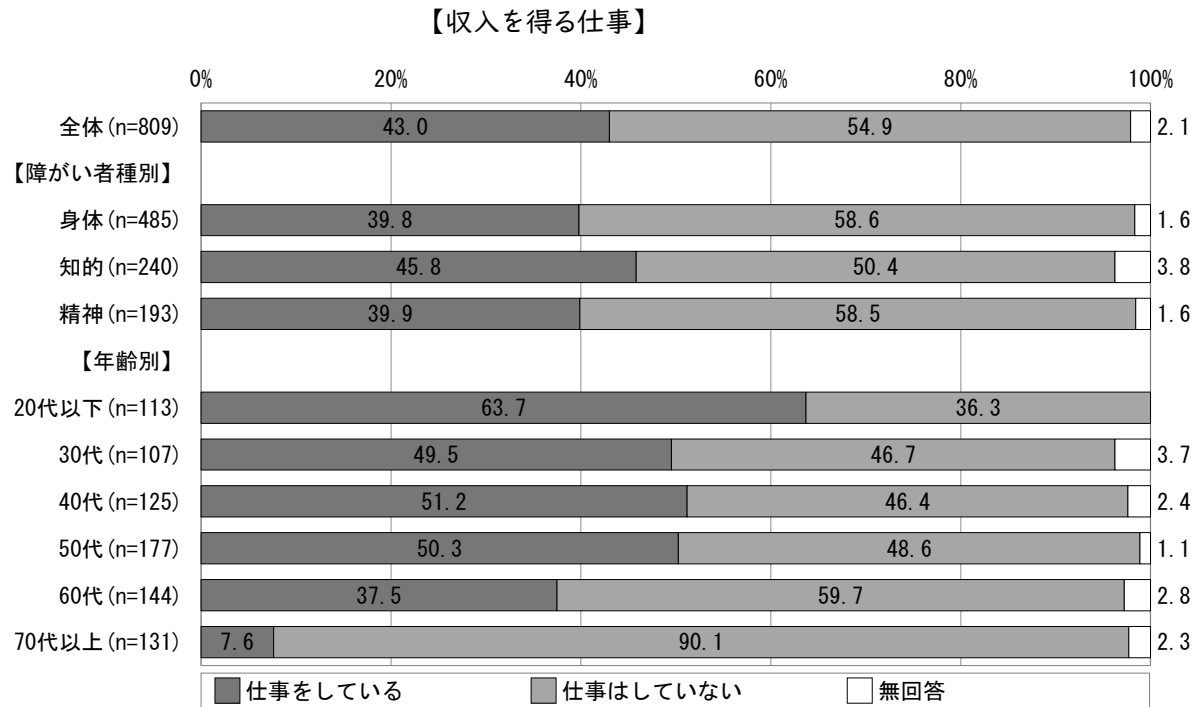
年齢別では、年齢が下がるほど「困った時にどうすればよいのか心配」の割合が高くなる傾向にあります。

【外出するときに困ること】

(%)	外出にお金がかかる	困った時にどうすればよいのか心配	公共交通機関が少ない、またはない	駅やバス停留所に行くまでの移動が不便	車の通行時などに危険を感じる	障がいのある方が使えないの駐車スペース	発作など突然の身体の変化が心配	電車やバスの乗り降りがしにくい	道路や建物の段差などが多く移動しにくい	周囲の目が気になる	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	介助者が確保できない	その他	特にない	無回答
全体 (n=763)	18.9	18.7	16.0	13.5	12.7	11.9	11.4	10.7	10.7	9.2	7.9	7.1	6.4	6.9	25.7	8.4
【障がい者種別】																
身体 (n=459)	17.6	12.6	14.8	16.3	13.1	17.4	9.8	14.6	15.0	6.8	10.2	5.2	5.0	8.5	26.4	7.8
知的 (n=223)	15.7	30.5	11.2	9.0	13.5	7.6	11.7	8.5	6.7	10.8	5.8	13.0	15.7	9.4	24.7	8.1
精神 (n=184)	28.8	22.8	22.3	12.5	12.5	2.2	18.5	6.5	7.1	19.0	6.0	2.7	2.2	6.5	19.6	9.2
【年齢別】																
20代以下 (n=110)	8.2	31.8	13.6	10.0	10.9	4.5	11.8	6.4	5.5	10.0	2.7	10.0	12.7	9.1	26.4	7.3
30代 (n=99)	22.2	27.3	17.2	10.1	15.2	13.1	15.2	10.1	12.1	15.2	5.1	7.1	10.1	6.1	22.2	6.1
40代 (n=120)	22.5	18.3	18.3	11.7	15.8	5.8	15.0	8.3	6.7	15.0	4.2	5.0	6.7	7.5	23.3	12.5
50代 (n=170)	21.8	14.1	14.7	11.8	11.2	15.3	9.4	9.4	11.8	6.5	11.8	8.2	5.3	5.3	25.9	10.0
60代 (n=137)	20.4	13.9	14.6	19.0	10.9	17.5	11.7	13.9	16.1	5.1	13.1	5.8	2.2	7.3	27.7	5.8
70代以上 (n=116)	17.2	12.9	19.0	16.4	13.8	12.1	6.9	16.4	10.3	3.4	6.0	6.0	4.3	7.8	28.4	7.8

(4) 収入を得る仕事

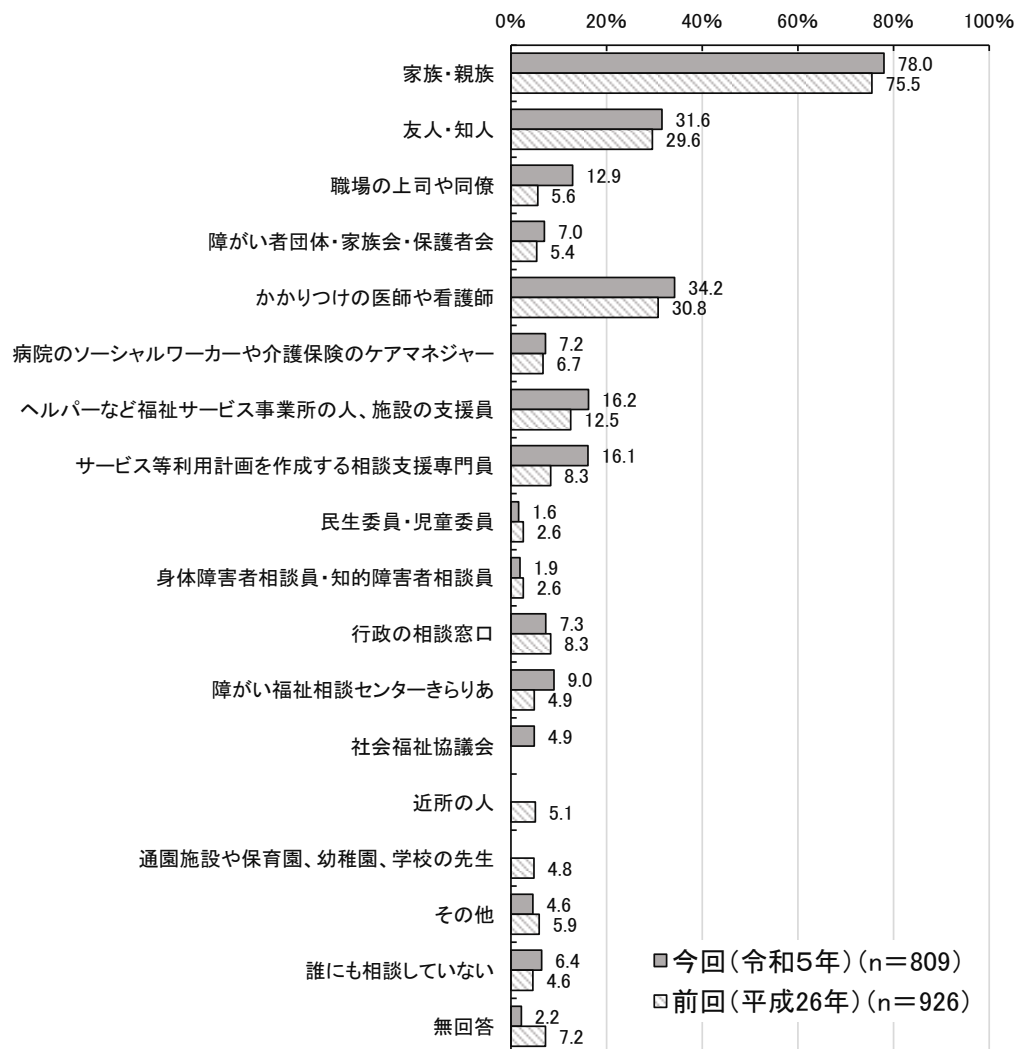
全体では、「仕事をしている」が 43.0%、「仕事はしていない」が 54.9%となっています。



(5) 困ったときの相談相手

あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(複数回答可)という問については、あまり大きな変化は見られませんが、「職場の上司や同僚」「かかりつけの医師や看護師」「サービス等利用計画を作成する相談支援専門員」などがやや増加しています。

【困ったときの相談相手 障がい者】



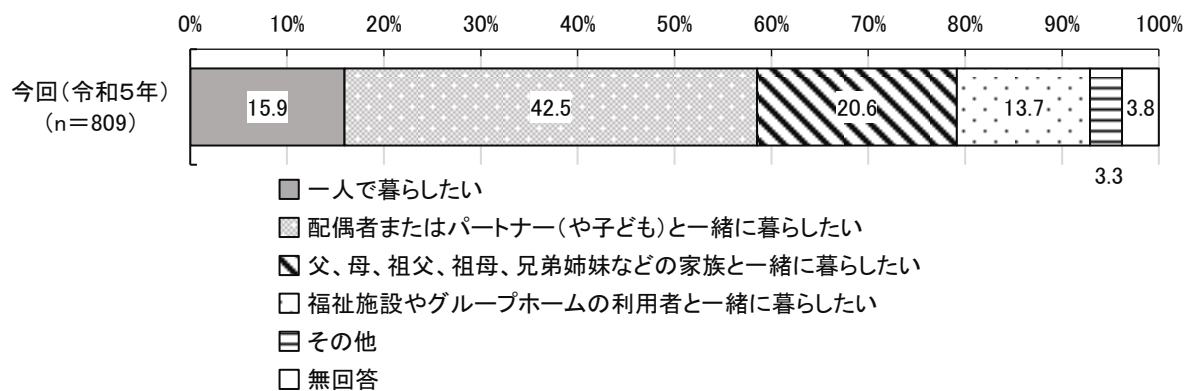
(6) 暮らしたい場所

暮らしたい人、場所については、前回調査と少し質問項目が異なっています。

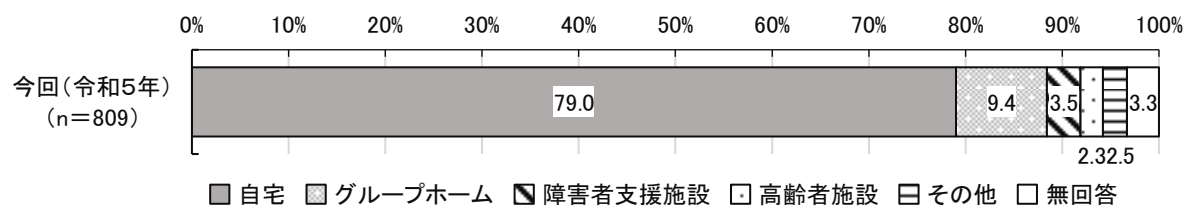
暮らしたい人では、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が一番多くなっています。

場所では、「自宅」が一番多くなっていますが、前回に比べ、今回は「グループホーム」が増加しています。

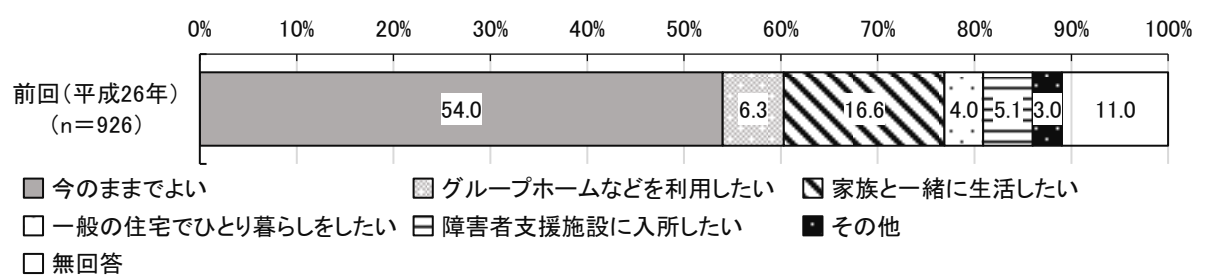
【暮らしたい人】



【暮らしたい場所】



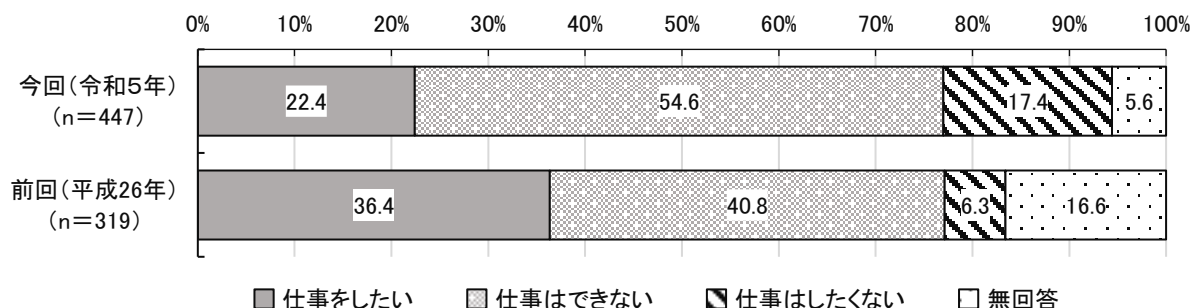
【将来どこで生活したいか】



(7) 収入を得る仕事(比較)

あなたは今後、一般の会社などで収入を得る仕事をしたいと思いますか。という問については、「仕事をしたい」は減少し、「仕事はしたくない」が増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた結果であることも考えられます。

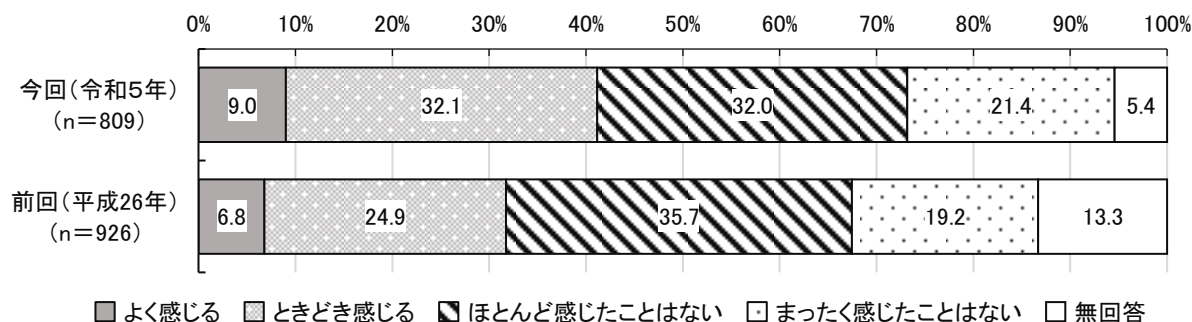
【収入を得る仕事をしたいか(障がい者)】



(8) 差別や偏見、疎外感

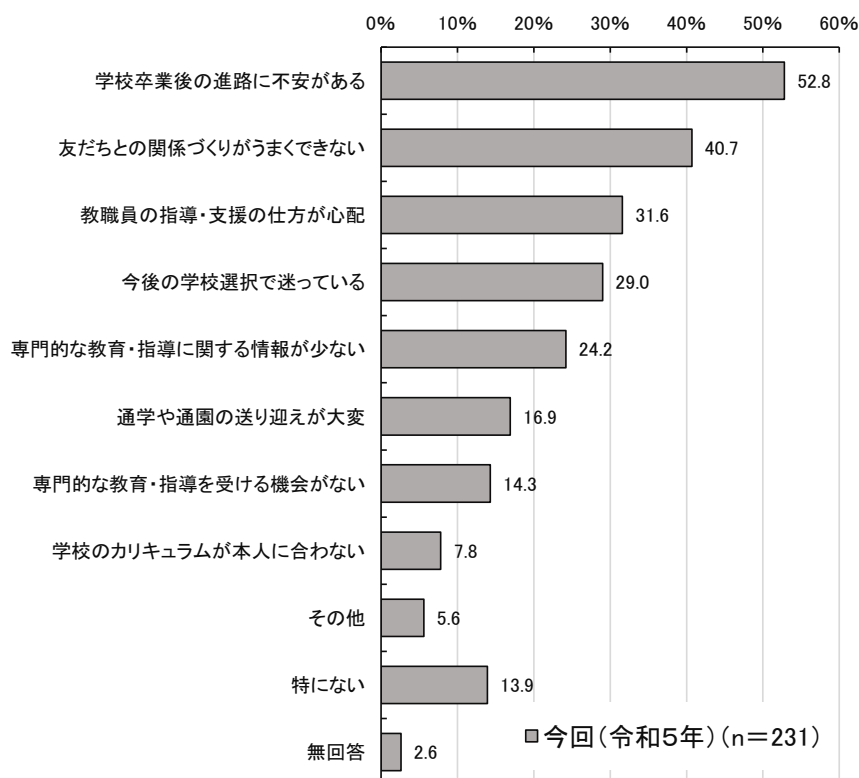
あなたは、日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。という問については、「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計では9.4%の増加となっています。

【差別や偏見、疎外感を感じる時があるか(障がい者)】

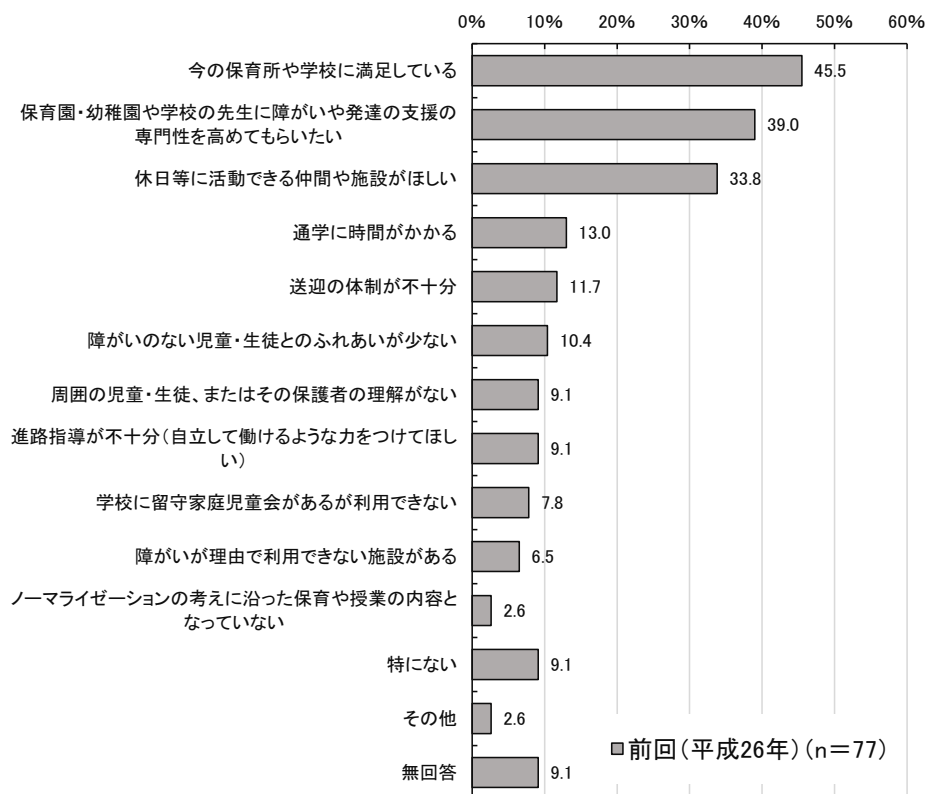


(9) お子様の学校教育について困っていること、不安に思うこと(今回設問)、通園、通学等をしていて感じていること(前回設問)での比較(いずれも複数回答可)

【学校教育について困っていること、不安に思うこと(障がい児 保護者)】



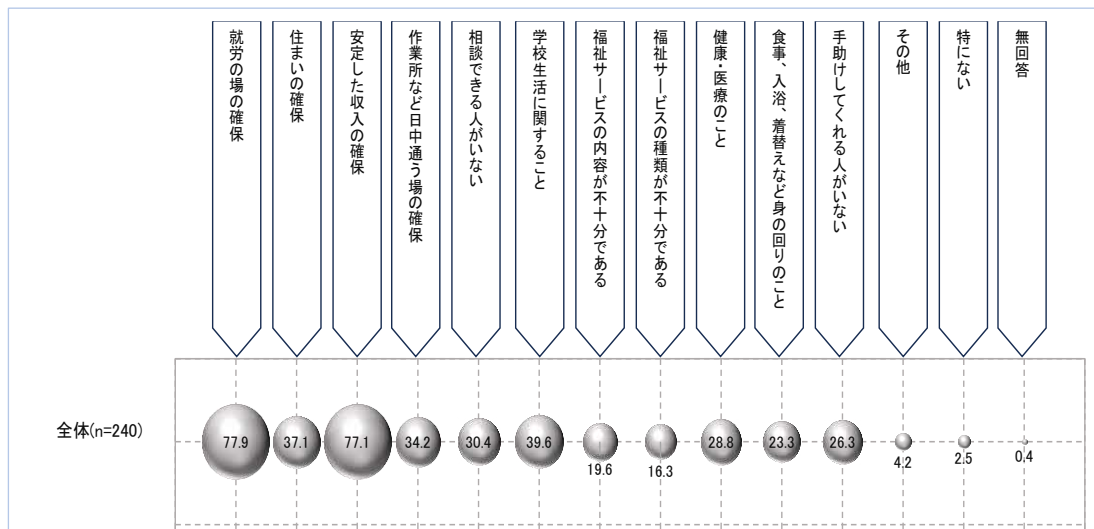
【通園、通学等をしていて感じていること(障がい児 保護者)】



(10) 将来にわたって地域で暮らし続けるために

お子様が将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になると思いますか。(複数回答可)という問については、「就労の場の確保」が77.9%と最も高く、次いで、「安定した収入の確保」(77.1%)、「学校生活に関すること」(39.6%)、「住まいの確保」(37.1%)となっています。

【将来にわたって地域で暮らし続けるために(障がい児 保護者)】



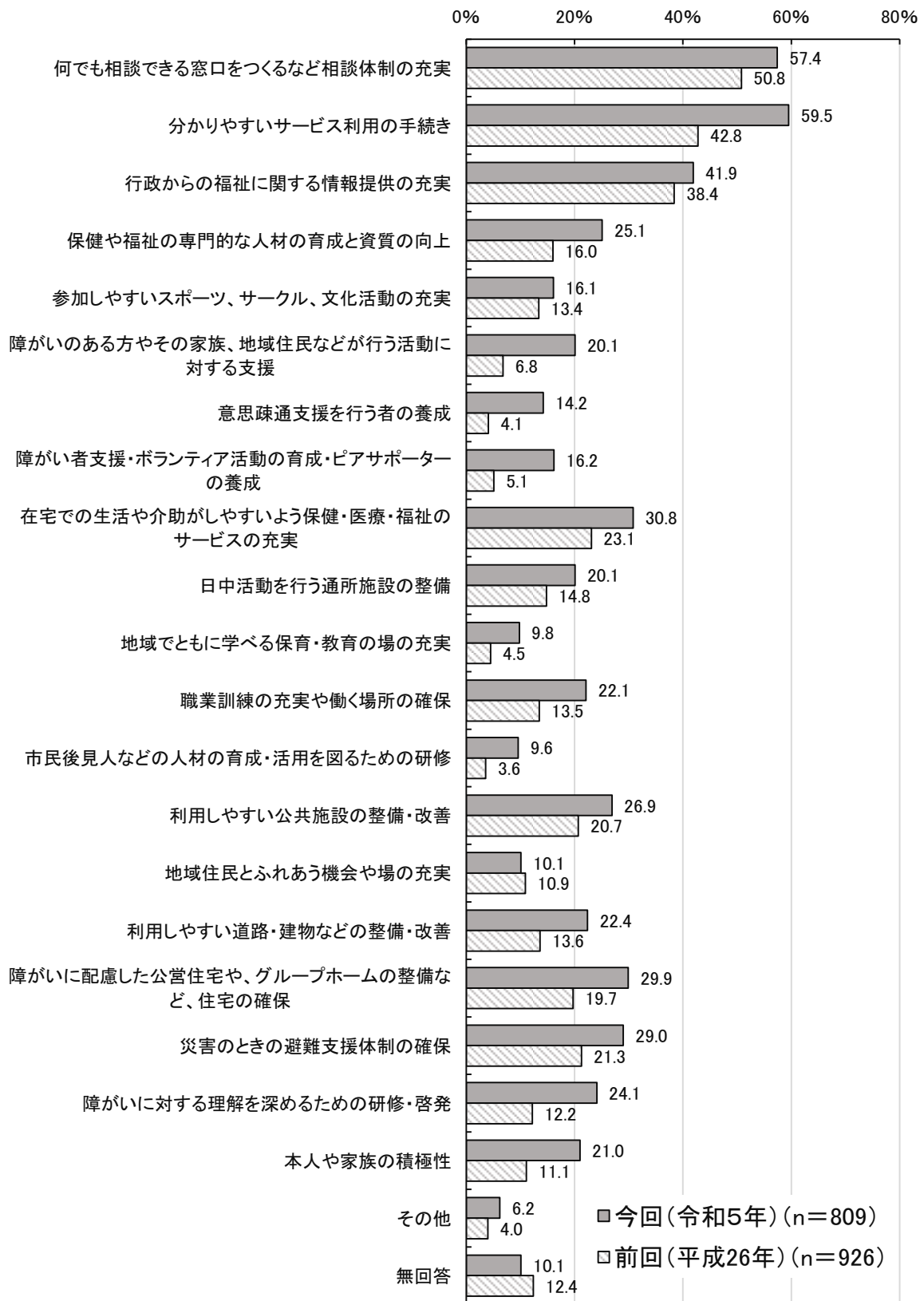
作品名:チューリップ畑

作 者:岩崎 春奈(りあん)

(11) 障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくり

この設問に対しては、ほとんど全ての項目で、今回調査の方が前回より、多様な支援がより求められていると考えられます。

【障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくり】



第4章 現行計画点検調査

1 点検の方法

本点検調査は、「第4次廿日市市障がい者計画」策定の基礎資料とするために、現行の「第3次廿日市市障がい者計画」の分野ごと、それぞれに位置付けられている施策ごとに、「計画期間における達成状況」、「達成度」、「今後の検討課題」について、点検基準日を令和5（2023）年度終了時点として、施策を実施した部署等による点検を行ったものです。

●分野

1 学習・啓発
2 保健・医療
3 生活支援
4 療育・保育・教育
5 雇用・就労
6 生活環境
7 余暇・スポーツ・文化

●点検の基準

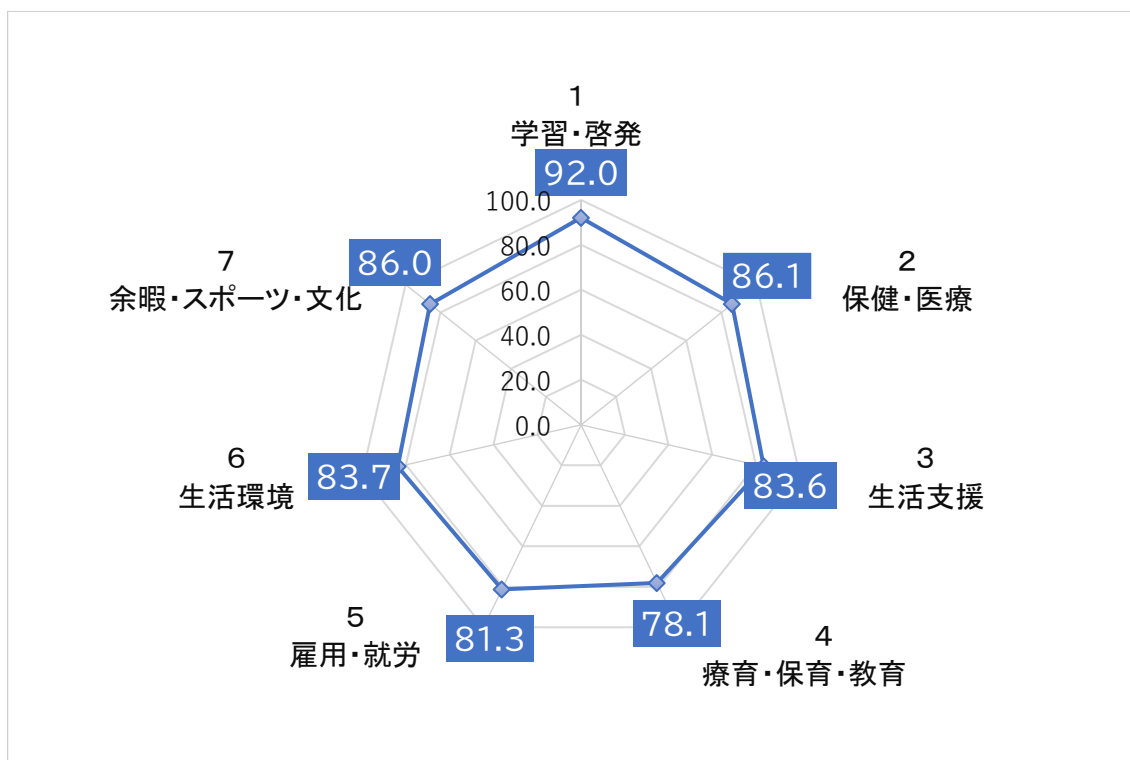
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	20%未満

2 全体の点検結果

先述の点検の基準で、主な施策ごとの採点（A：100、B：80、C：60、D：40、E：20 に配点）を行い、集計した結果、計画全体の点数は 84.2 点となっています。

また、分野ごとの点数は、「1 学習・啓発」が 92.0、「2 保健・医療」が 86.1、「3 生活支援」が 83.6、「4 療育・保育・教育」が 78.1、「5 雇用・就労」が 81.3、「6 生活環境」が 83.7、「7 余暇・スポーツ・文化」が 86.0 となっています。

●分野ごとの点数化



※点数化については、結果をわかりやすくするための便宜的なものであり、絶対的なものではありません。

施策の取組状況と今後の検討課題により、本計画策定の検討事項としていきます。

※一部施策については、回答困難または実施予定が無い場合、全体及び各分野の点検から除いています。

3 第3次廿日市市障がい者計画取組状況

Ⅰ 学習啓発

(1) 障がいの理解を深めるために

取組状況
「廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進による優しいまちづくり条例（以下「手話言語及びコミュニケーション条例」という。）」を制定し、学校や医療機関等で障がいの特性について実際に学ぶ場を提供したり、障がいのある人の体験談を発表したりするなど、地域の障がい者団体や関係機関等と協働し理解・啓発に向けた取組を行った。 身体障がい（視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい）の啓発を行ったが、他の障がいに関しても啓発を検討していく。
障害者週間、発達障害啓発週間の時期に、広報への掲載やイベントの開催等、啓発活動を実施した。 アンケート結果等より市民への一定の理解啓発につながっていると考えるが、より効果的な啓発の方法を検討する。
障がい者差別解消支援地域協議会を設立し、事例の共有・検討を行った。 引き続き事例の検討を進めるとともに、検討結果を広く市民に伝える手段を考える。
障がい別会議の各部会で「合理的配慮・うれしかった事例等」を収集し、その内容を参考に作成した啓発パンフレットを佐伯地区医師会、廿日市市民生委員児童委員協議会等に配布した。 令和3年の法改正により、民間事業者における合理的配慮が義務化となったが、企業への周知、徹底が課題となっている。

(2) 障がいのある人の人権を守るために

取組状況
廿日市市では、令和4年4月に成年後見利用促進に向けた中核機関を設置し、その運営を社会福祉協議会に委託した。同年5月、山崎本社みんなのあいプラザに「廿日市市成年後見利用促進センター」を設置し、相談対応や制度の周知を行った。同年10月から廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議を定期的で開催している。 制度が分かりづらく、利用につながりにくいため、啓発に関する取組（関係機関での説明、公開講座、出前講座等）を継続していく。
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議を開催し、各機関と市の現状についての情報共有や虐待事例などに関する意見交換を行った。 意見交換の内容や事例の検証結果を虐待防止のための取組に反映させていく。
障がいのある人を対象に模擬投票を実施し、選挙における投票所での環境整備に関する課題を洗い出し、投票支援カードの利用につながった。 投票支援カードの使用については一定の効果があつたが、内容通りの対応ができなかったことや、何をもって本人の意思確認とするのかということなど、解決できていない課題を洗い出し、改善策について検討する。

2 保健・医療

(1) 障がいへの早期対応のために

取組状況
発達障がいに係るリーフレットを作成し、乳幼児健診、保育園、小中学校等へ配布するなど、発達障がいの理解と相談先の周知を行った。 医療、福祉、教育の連携が不十分である。 各関係機関の連携推進のため、リーフレットの更なる活用方法について検討する。
医療的ケア児（者）部会で、地域課題の抽出・整理や関係者による会議における情報共有、保護者が参加できる研修会等を実施した。 個々のケースにより課題が異なるため、個別の対応が必要である。 通学支援など地域を支える体制作りが必要である。 社会資源の整理や各関係機関との連携強化を推進していく。

(2) 保健・医療・リハビリテーション体制を整えるために

取組状況
市職員や民生委員・児童委員等の支援者、老人クラブ連合会等を対象に、関係機関と連携しながら、ゲートキーパー養成講座を実施した。 20歳代で気分障がい・不安障がいに相当する心理的苦痛を抱えている人が多いことから、二十歳のつどいでの啓発を行うなど、引き続き、若年層にむけた取組を検討していく。

(3) 健康な毎日を送るために

取組状況
医師会、歯科医師会との意見交換会を開催し、障がいのある人が受診するための課題等を共有した。 課題に対する取組について医師会、歯科医師会と連携して検討する。

3 生活支援

(1) 相談支援体制の充実を図るために

取組状況
相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設立した。 これまで、相談員の数是一定で事業を実施してきたが、ここ数年、相談件数の増加や相談内容の複雑化などが生じているため、相談員の人数を増員するなど、人的措置による質の向上を目指す。 また、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成する相談支援事業所では人員配置等の課題により、新規の受け入れが難しい状況となっている。
地域生活支援システムの一つで、休日や夜間に家族が入院するなどの緊急時に、自宅等で、ひとりで過ごすことができない障がいのある人の受入等を行う「廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業」の体制を整備した。 当該事業は非常時(緊急時)のみに発生することから経験値が少ない。

したがって、普段から関係機関と密に連携をとり、予想される状況を見据えて、定期的にその時の動きを確認しておく。

事前に「緊急時連絡票」を整理しておくため、緊急事態に対応が必要な人への登録作業を進めていく。

はつかいち生活支援センター、相談まるとサポートデスク、はつかいちひきこもり支援ステーション「はつステ」を設置し、相談支援体制の充実を図った。

上記の支援機関から障がいに関する相談が入るケースについて連携し、相談の対応を行った。

相談・支援内容における各支援機関での対応・連携状況を確認し、効果的な課題解決策を検討する。

複合的な相談が多く、一機関だけでは解決が難しいケースに対し、引き続き地域の関係機関・事業所と連携し、相談対応をしていく必要がある。

聴覚障がいのある人等への相談対応として、手話相談員及び手話支援員（以下「手話相談員等」という。）を配置するとともに、窓口対応だけでなく、インターネットを介したスマートフォンやタブレット、パソコン等を利用した各居宅・個人を結ぶ手話によるテレビ電話での相談体制を構築した。

(2) 充実した地域生活を送るために

取組状況
生活介護、就労継続支援等の日中活動の場が増加した。 自立訓練、就労移行支援、就労定着支援の各事業所が市内にないため、それらのサービスを受けるためには市外の事業所を利用する必要がある。
障がいのある人の安定した地域生活を支援するために、日常生活用具の購入に要する費用の一部を助成した。 各種用具について、適正な基準額（上限額）の設定となっているかどうか、他市町との比較や調査を行う。

(3) 介護者が健康で安心して過ごすために

取組状況
在宅当番の実施や廿日市休日夜間急患センターへの支援により、初期救急医療体制が整備できた。 引き続き、消防・医療機関など関係機関との連携が必要である。
介護を担っている家族の高齢化や親なき後を見据え、相談支援専門員が中心となり、ショートステイ等の利用促進に努めた。 緊急時や休日に空きが少なく受入が難しい、普段から利用していないと事業所としても受入がなかなか難しい、通所先や自宅から近い場所がよい等個別の条件に合うショートステイ先が見つからないなどの課題があり、受入体制のさらなる充実が必要。

(4) 安定した生活のために

取組状況
福祉タクシー利用助成券の全体の助成額の増額や、1回の乗車での複数枚使用を可とした。 助成額及び助成内容についての検証を行うとともに、申請手続きや交付の方法についても検討

を行う。

障がいのある人の社会参加を促進するために実施している通所交通費助成について、1日あたりの上限額を280円から330円に引き上げた。

利用者のさらなる社会参加促進につながるように、制度内容の精査を行う。

4 療育・保育・教育

(1) 障がいのある児童の健やかな成長のために

取組状況

市内の全ての小学校の児童が通級指導を受けることができる環境を整えた。また、中学校の通級指導教室については、学校のニーズに応じて拡充を検討する。

研修等などにより、通級指導について理解を図るとともに、就学に関する新しい支援の方向性について周知する。

(2) 療育を受けるために

取組状況

障がいのある子どもの発達支援のみならず、子どもの発達に心配のある保護者等の相談対応や、保育園等との連携による地域の支援体制の強化を図る役割を担う児童発達支援センターが開設された。

発達支援が必要な子どもの放課後等デイサービスの利用促進や、各事業所職員の質の向上等を目的とした研修等の開催・情報周知に努めた。

放課後等デイサービスの支給決定日数と実際の利用日数に開きが見られるため、状況を確認し、適切な障害児通所支援のあり方について検討する。

障害児通所支援事業等での医療的ケア児の受入体制を整備した。

引き続き、受け入れてもらえるよう調整が必要である。

5 雇用・就労

(1) 仕事の能力をつけるために

取組状況

生活困窮者の支援を行うはつかいち生活支援センターで障がいのある人の就労支援を行う等、支援の充実を図った。

引き続き、関係機関との連携が必要である。

障がい者の就職支援など、雇用対策を推進する取組として、広島労働局と廿日市市雇用対策協定を締結した。

各機関の役割を確認して進めていく。

(2) 仕事をしたい気持ちを実現するために

取組状況

ハローワークや広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ等と連携した。

就労につながるよう連携の強化をする。

障害者優先調達推進法により支援の拡充を行った。

引き続き優先調達できるよう周知する。

(3) 安心して働ける環境づくりのために

取組状況
特別支援学校や広島西障がい者就業・生活支援センターもみじと連携し、企業開拓を行った。 企業への理解を深める工夫が必要である。
一般就労した障がいのある人について、継続して就労定着支援を行った。 引き続き、関係機関との連携が必要である。

6 生活環境

(1) 障がいのある人が情報を得られるために

取組状況
市のホームページで情報提供として、新たに広報のテキスト版を掲載した。 広報やホームページを作成する際にはアクセシビリティ(利用者の障がいのあるなしやその程度、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること)に関する情報共有を図り、その推進に励む。

(2) 身近な支え合いを広げるために

取組状況
複雑化・複合化する課題に対応するため重層的支援体制整備事業を開始した。 相談支援機能強化事業を継続実施していくにあたり、相談員等の人材の確保が困難である。

(3) 災害・緊急時の安心のために

取組状況
土砂災害特別警戒区域在住者等の個別避難計画の作成を開始した。 要支援者を含めた市民の自助意識の向上と、障がいのある人と地域の日頃からのつながりづくりが必要である。 要支援者には医療的ケアが必要な人も多数いるため、医療機関や消防等との連携も必要である。
緊急時の消防への連絡手段として、NET119の運用を開始した。 NET119の普及啓発を行うとともに、定期的に対象者に対し、操作方法の確認を行う。 要支援者においては、取り巻く環境の変化により対象者となる可能性があるため、状況を把握しておく必要がある。

(4) 安心して外出するために

取組状況
自主運行バスの運行による料金の値下げや増便、各所でのバリアフリー化が進んだ。 利用者の状況やニーズを把握し、できるだけ希望に応じる取組を行う。

(5) 地域生活を可能にするために

取組状況
グループホーム整備のための協調補助を実施した。 種別（支援の内容）や地域などについても、必要性を整理する。 重度の障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できるグループホームがない。 専門職の配置、人材不足、施設整備、報酬面等の課題等がある。 国の政策（施設から地域へ）の流れの中で、グループホームを整備するとともに、希望する暮らしに合わせた支援を行っていく。

7 余暇・スポーツ・文化

スポーツ・文化を楽しむために

取組状況
障がいのある人のスポーツに参加する機会を増加させるため、毎月1回、スポーツイベントを開催した。 開催日程の調整が難しい。（平日と休日で参加可能な利用者が変わる） 特に日中活動をされている成人の方の余暇活動の場が限られる。



作品名：大空にはばたく

作 者：特定非営利活動法人あいら 障害福祉サービスあおぞら

第5章 計画の基本構想

Ⅰ 基本理念と基本目標

廿日市市において、第3次廿日市市障がい者計画では、「全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、「ひとりひとりが 笑顔で暮らせるまち はつかいち」を基本目標として障がい者施策として推進してきました。

第4次廿日市市障がい者計画においても、これまでの基本理念及び基本目標を継承し、障がいのあるなしにかかわらず、市民一人一人の人格と個性を尊重する「共生社会」の実現に向け精進していきます。

(1) 基本理念

全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

(2) 基本目標

ひとりひとりが
笑顔で暮らせるまち
はつかいち



(3) 評価指標（総括）

障がい者施策全体の進捗状況を測るため、次のとおり評価指標（総括）を設定します。

指標名	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
障がいのある人に対するアンケートで、「日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる」と回答した人の割合	41.1%	20.0%

2 障がい者施策の課題

第4次廿日市市障がい者計画の策定に当たり、障害者手帳をお持ちの方へのアンケート調査をはじめ、事業所アンケート調査等を実施した結果、障がいの種類や年齢等によって様々な課題があることがわかりました。

また、第3次廿日市市障がい者計画の取組状況や廿日市市保健福祉審議会障がい福祉専門部会での議論も踏まえた結果、分野別には、とりわけ次のようなものが課題であると捉えています。

(1) 在宅福祉サービス等の充実

全体では、「経済的な負担の軽減」が55.9%と最も高く、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.6%、「相談対応等の充実」が32.8%と続いています。

年齢別では、年齢が下がるほど「相談対応等の充実」、「地域住民等の理解」、「情報の取得利用や意思疎通(コミュニケーション)についての支援」の割合が高くなる傾向にあります。

これらのことから、将来も安心して地域で生活できるようにするには、経済的な支援とともに、在宅福祉サービス等を充実させていくことや、相談対応の充実、情報の取得利用や意思疎通(コミュニケーション)についての支援をはじめとした“暮らしやすさの確保についての支援”が求められています。

(2) 情報発信と相談体制の確保

心のバリアフリーの実現を目指して、地域の人々の障がいと障がい者への理解を深めるための啓発活動が求められています。

また、障がいの種類や年齢に応じた相談はどこで受けられるのか、身近なところで相談が受けたい、などの意見が聞かれます。最近では、年代によって情報の取得方法も異なっています。これまでのような広報紙やホームページによる情報発信に加えて、デジタル機器も活用しながら、多様な手段による、年齢や受け手に応じた情報の提供と相談体制を確保していくことが必要だと考えられます。

また、サービス利用のための手続きについても、その利便性の確保が求められています。

さらに、障がい者の権利擁護に関しては、障がいのある人となない人がお互いを理解し、ともに暮らす社会の実現を目指して、差別解消等の取組を推進することが必要です。

(3) 多様な働き方の確保

事業所や企業にもっと障がいの特性や生きづらさを理解してほしい、働きはじめてもなかなか環境になじめず長続きしない、障がいに応じて働く時間への配慮など多様な働き方の確保が十分でない現状において、働くことができず生活に困難を抱えている人がいます。

職業訓練のほか、事業所と障がい者双方への相談支援や、就職後の継続的な職場支援など福祉、労働、教育分野が連携してきめ細かに対応を図っていく必要があります。

(4) 障がいの早期発見と適切な支援

障がいの早期発見や早期予防に対応するため、乳幼児健康診査を実施します。また、中途障がいを予防する観点から生活習慣病等の各種健康診査において医療機関との連携の強化が求められています。

身近な地域で、医療機関をはじめ関係機関が互いに連携して、個々の障がいの特性に応じた療育や医療的ケアなど継続性のある支援を行っていく必要があります。

(5) 地域でともに暮らしていける環境整備

障がい者へ地域の情報を周知し、催しやまちづくりへの参加をしやすいしたり、学びや文化・スポーツ活動の場を確保し、自ら取り組む人間形成の場づくりを支援していくことが必要です。

また、障がいに対する誤解や偏見、理解のない行動などが、障がいのある人の気持ちを傷つけたり、時として社会参加を阻むことがあります。“認めあう、支えあう”といった障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及や日常的なふれあいをとおした相互理解、催しや地域活動への一層の参画等、障がいのあるなしにかかわらずすべての人が共生する社会づくりが求められています。

(6) 家族の負担の軽減

介護を担っている家族の高齢化もあり、家族の介護疲れや将来への不安が深刻な状態になってきています。

障がい者本人に対する支援と同時に、家族の不安を解消するための相談支援やレスパイトケアサービス、医療的ケアを必要とする人とその家族への支援等の充実が必要です。

(7) 移動手段の確保

通院や通学だけでなく、買い物や楽しみのために出かけたいという要望は高くなっています。自由に移動できる手段の確保が求められます。

地域の中で、障がいのある人が当たり前で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

(8) 災害時の避難、避難場所に関する不安の解消

災害に対する適時・適切な情報提供、避難の方法や障がいに合った避難所の配慮など災害時の不安の声もあがっています。これらの不安に対処していくことが必要です。

こうした様々な課題を解決するため、第4次廿日市市障がい者計画において5つの分野とその施策を設定します。

この計画を関係機関や市民すべての方々に理解してもらうような普及や、障がいのある当事者の方にも計画の進捗管理に参画してもらうなど、これから実効性を持って進めていく必要があります。

3 施策の体系

基本目標を達成するために、施策の体系を以下のとおり定めます。

第4次廿日市市障がい者計画施策体系	
分 野	施 策
1 理解の促進と権利擁護 【人権】	(1) 障がいの理解
	(2) 権利の擁護と差別の解消
2 生きがいを持った暮らし 【療育・教育・就労・情報・スポーツ・文化】	(1) 療育の推進
	(2) 障がいのある児童・生徒の健やかな成長
	(3) 就労支援、働く環境づくり
	(4) わかりやすい情報発信手段の充実
	(5) 仲間づくり・社会参加・スポーツ・文化
3 生き生きと暮らせる環境 【保健・医療】	(1) 障がいへの早期対応
	(2) 保健・医療・リハビリテーション
4 地域生活の支援 【サービス・相談】	(1) 福祉サービス等の提供
	(2) 相談支援体制の充実
	(3) 充実した地域生活
5 安心して暮らせる社会 【バリアフリー・安全・協働】	(1) 福祉のまちづくり
	(2) 災害、感染症対策の強化
	(3) 福祉用具等の充実

第6章 施策の展開

基本理念を実現するために、5つの分野とその施策を設定し、事業を推進していきます。

1 理解の促進と権利擁護【人権】

【基本的な方針】

- ▶啓発活動や広報活動並びに情報発信をより一層充実させ、障がいの理解を推進するとともに、障がい者が情報を取得する手段及び意思疎通の手段の充実に努めます。
- ▶障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、理解を深めるための情報発信を行うとともに、成年後見制度等の権利擁護の取組を進めます。

(1) 障がいの理解

■□現状と課題□■

- 「あなたは、日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。」については、「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計では9.2%の増加となっています。地域における意識の高まりはまだまだという結果となっており、地域において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていく必要があります。
- 本市においては、障がいのある人、家族、支援者等による長年の諸活動や地区の人権啓発推進協議会と連携した取組が行われており、今後も人権を基底においた、障がいや障がいのある人とその生活に対する正しい知識や相互理解を深める学習の継続が求められています。
- 学校における福祉教育については、今後も学習指導要領に基づく道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することによって、人権を尊重する意識を高めていくことが求められています。
- 保育園・幼稚園・小中学校での福祉教育により、「障がいのあるなしにかかわらず、みんな一人一人が、かけがえのない存在なのだ」ということを学び、「自分も相手も大切にする人」へと成長してもらいたいという声があります。

【障がいのある人等の声】

- ・広く市民に障がいについて知って理解してもらいたい。
- ・警察や消防、医療機関などで障がいについて理解してもらいたい。
- ・聴覚に障がいがある人、視覚に障がいがある人、知的・発達障がいのある人等の疑似体験ができる機会が増えるとよい。
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発が進むとよい。
- ・障がいのある人たちの生活のしづらさだけではなく、素敵なおところを知ってもらうため、ともに過ごすことができる場が増えるとよい。

※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

学校教育や地域づくりの場面の中に、障がいや障がいのある人について学び、交流できる機会を増やします。障がいや障がいのある人に対する理解を深めることで、差別をしない、許さない市民意識の醸成と、人権を尊重するまちづくりのための啓発を行います。また、障害者差別解消法に基づく取組を推進します。

施 策	施策の内容
①市広報紙等による広報啓発活動の充実	ア 市広報紙やホームページ等を通じて、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害者啓発週間」(4月2日～8日)、「障害者雇用支援月間」(9月)、「障害者週間」(12月3日～9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)等の周知に努めます。 イ 障がい(難病も含む。)、障がいのある人についての理解を促進します。 ウ 精神保健福祉講座は多くの人に興味を持ってもらえる内容となるよう工夫し開催を継続します。 エ 障がいのある人の人権問題をテーマに市広報紙、人権啓発リーフレット又は人権啓発映画などの媒体を通じ、啓発活動を実施します。 オ 中途障がいの発生を予防する取組(障がい発生の可能性のある人への早期治療)や機能回復訓練などの支援が受けられるよう市民に対して正しい知識の普及・啓発を行います。 カ 「あいサポート運動」の取組として、障害福祉課や各支所の窓口にて、ヘルプマーク・ヘルプカードの配付を行います。
②障がいや障がいのある人に関する学習・啓発	ア 学校教育における障がいや障がい福祉に関する学習・啓発を進めます。 イ 障がいのある児童・生徒とその教育に対する正しい知識と認識を深め、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶために、日常の様々な場面で特別支援学級の児童・生徒と通常学級の児童・生徒が活動を共にしたり、交流及び共同学習を実施します。 ウ 生涯学習の場や防災活動をはじめとする地域づくりの中に、「共生社会の実現」を重点事業の一つとして、障がいや障がいのある人に対する正しい知識や相互理解を深める取組や福祉について学び、体験できる機会の増加に努めます。 エ 人事及び障がい福祉担当課の協働による職員研修を実施し、障がいの内容、特性について周知を図るとともに、選挙に関し、本番と類似した環境で、障がいのある人を対象とした模擬投票を実施するなどにより、障がいのある人に対する配慮の仕方や支援の方法の習得に努めます。
③障がい者差別解消への取組の推進	ア 障害者差別解消法を踏まえ、障がい者差別解消支援地域協議会の定期的開催と障がいのある人への差別解消の啓発に努めるとともに、法制度に基づく取組を推進します。

施 策	施策の内容
④ボランティア講座、公開講座の継続開催	ア 社会福祉協議会及び佐伯地区ろうあ協会に委託し、連携を図りながら各種養成講座を開催します。
⑤地域福祉の推進	ア 次期地域福祉計画の策定に向けて、引き続き、地域共生社会の実現を目指すための施策を検討します。
⑥特別支援教育の推進による学校教育の充実	ア 特別支援教育に係る研修等を実施し、特別支援教育担当者だけでなくできるだけ多くの教職員が参加できるよう周知する。また、演習等を通して、より実践につながるよう内容の充実を図ります。 イ 市内小中学校に子どもつながり支援員を配置し、特別な支援の必要な児童・生徒の学習及び生活の支援を行います。年間2回の研修を開催し、子どもへの関わり方等に関する研修を行い、特別支援教育の視点からの指導についての理解を深めます。

(2) 権利の擁護と差別の解消

■□現状と課題□■

- 本市では、日常生活上での判断能力が十分でない人たちを対象にした財産保全、日常的な金銭管理を行う福祉サービス利用援助事業「かけはし」については、社会福祉協議会を中心に取り組み、利用者は徐々に増加しています。
- 判断能力が十分でない知的障がいのある人、精神障がいのある人等を保護するための成年後見制度についても、はつかいち福祉ねっとの権利擁護プロジェクトや社会福祉協議会と連携して、その利用促進に努めています。
- 「障害者虐待防止法」の施行に伴い、市に相談窓口を設け、制度の周知を図っています。
- 「障害者差別解消法」により、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、一人一人の障がいにあわせた「合理的配慮」の提供が行政・事業者には義務化されており、民間も含めた対応が必要になっています。
- 再犯の防止等の推進に関する法律を踏まえ、本市においては廿日市市再犯防止推進計画を定め、地域福祉の推進と一体的に施策を進めています。

【障がいのある人等の声】

- ・入所施設等での虐待についてニュース等で知ると、わが子の将来について不安になる。親なき後も安心して暮らせる場や制度が増えるとよい。
 - ・他の保護者にわが子の障がいを理解してもらえないことがあった。社会における偏見や差別がなくなるとよい。
 - ・意思表示が難しい障がいのある人の思いなどを尊重してもらえるような支援を受けられるとよい。
 - ・より多くの障がいのある人が選挙に参加することができる方法を検討してもらいたい。
 - ・合理的配慮や障がい者差別の内容について障がいのある本人が学習できる機会があるとよい。
- ※その他、資料編参照

■ □ 目指す方向性 □ ■

判断能力が十分でない障がいのある人の主体性を確保するための福祉サービス利用援助事業「かけはし」活用の推進と利用しやすい体制づくりに取り組むとともに、成年後見制度の利用促進に努めます。また、障がい者虐待の未然防止に取り組めます。

また、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をするよう働きかけます。

■ □ 今後の取組 □ ■

施 策	施策の内容
①障がいのある人の権利擁護のための相談体制の充実	ア 障がい福祉相談センターきらりあ、社会福祉協議会等による相談機能の強化を図るとともに、パンフレットの作成や市広報紙等で相談窓口の周知を図り、啓発を進めます。
②福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進	ア 社会福祉協議会との連携を強化し、推進します。 イ 関係機関に事業内容を周知するとともにサービス提供体制の安定を図ります。
③成年後見制度の利用促進	ア はつかいち福祉ねっとや社会福祉協議会（廿日市市成年後見利用促進センター）と連携して、保護者や家族、事業所向けの研修会や、司法書士や社会福祉士などの専門職による専門相談会を開催することにより、引き続き成年後見制度の周知に努め、利用の促進を図ります。 イ 地域において、身近な立場でご本人を支援する「市民後見人」を養成する研修を開催します。
④成年後見制度利用に伴う費用の助成	ア 市長申立て等の手続き等に係る申立経費や後見人への報酬の全部又は一部を助成します。
⑤虐待防止に向けた協力体制の構築	ア 障がい福祉担当課を中心として、虐待を受けている障がいのある人やその家庭への支援に関する相談対応体制の充実を図ります。 イ はつかいち福祉ねっとと連携して、虐待防止に関する啓発を進めます。 ウ 関係機関と連携を密にし、広報やリーフレット等により、虐待の現状、相談体制、防止施策等の知識を普及し、地域における早期発見や予防など協力を要請します。 エ 廿日市市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議において、虐待につながる要因の分析等を行い、虐待防止の取組を行います。
⑥選挙における配慮	ア 各種選挙において、障がいのある人が円滑に投票できるように、車いす用記載台、スロープ、点字器及びコミュニケーションボードなどの配備や、模擬投票の実施などにより、投票に関する環境の整備に努めます。

施 策	施策の内容
⑦差別的取扱いの禁止	ア 障がいをもととした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、理解を深めるための情報発信を行います。 イ 障がいのある本人が差別的取扱い、合理的配慮についての正しい理解を得られるための啓発の取組を行います。
⑧職員研修の実施	ア 障がいのある人の人権を含む人権啓発研修を実施し、障がい及び障がいのある人に関する理解を深めます。
⑨犯罪被害の未然防止	ア 障がいのある人が詐欺等の犯罪被害に遭わないよう、被害の現状とその対策等について情報提供に努めます。 イ 消費生活センターと連携し、悪徳商法等の被害を未然に防止するため、障がいのある人の特性に配慮した消費生活相談の充実に努めます。
⑩再犯防止	ア 障がいのある人が再犯を犯す割合が少なくない現状を踏まえ、廿日市市再犯防止推進計画に基づき、廿日市地区保護司会、廿日市地区更生保護女性会等との連携を図り、再犯の防止に努めます。

■□「Ⅰ 理解の促進と権利擁護」の評価指標□■

指標名	単位	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
「手話言語及びコミュニケーション条例」に関する出前講座を開催した回数	回／年	4	6
市民後見人養成研修の受講者数(累積)	人	0	30
出前講座で模擬選挙を開催した回数	回／年	1	1



作品名:素敵なブルーな花
作 者:リバティーはつかいち 平本 紀弘

2 生きがいを持った暮らし【療育・教育・就労・情報・スポーツ・文化】

【基本的な方針】

- ▶多様化する障がいの状況等に対応するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援等、体制の強化を図ります。
- ▶子ども・子育て支援事業計画と連携し、支援が必要な子どもたち一人一人に寄り添いながら、支援体制の充実並びに人材・指導者の育成に取り組めます。
- ▶障がい者を積極的に採用するとともに、全庁的に障害者就労施設等からの優先調達の推進に取り組めます。
- ▶ハローワーク等の関係機関と連携し、就労機会拡大のための取組を進めます。
- ▶障がい者へ地域の情報を周知し、催しやまちづくりへの参加を促進します。
- ▶生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動の場を確保し、主体的な人間形成を支援します。

(1) 療育の推進

■□現状と課題□■

- 市内には児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が徐々に増えている状況であり、より質の高い療育の提供に向けた仕組みや、どの地域に住んでいても適切な療育支援を受けられる体制の構築が求められています。
- 特に発達障がいについて、親が障がいに関して十分理解できるよう啓発の必要性を指摘する意見や、児童発達支援センターの拡充を課題とする声もあります。

【障がいのある人等の声】

- ・未就学のときに利用していた児童発達支援で、とても貴重な時間を過ごすことができた。子どもの療育だけではなく、保護者が救われるような場が増えるといい。
 - ・ひとり親家庭で働かなければならず、未就学のときに必要な療育を利用することができなかった。
 - ・定期的な療育やリハビリ等で仕事に制限がある状況だが、障がいの程度により特別児童扶養手当の対象にはならず、経済的な負担が大きかった。みなが安心して、子どもの療育やサポートを受けられるようになるとよい。
 - ・SST(ソーシャルスキルトレーニング)やビジョントレーニング等、専門的な放課後等デイサービス事業所が増えるとよい。
 - ・医療的ケアが必要な子どもとその保護者への支援が充実するとよい。
- ※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

- 障がいのある児童にとって必要な地域の療育体制を整備するとともに、保護者の負担の軽減等を図り、療育や障がい児保育の充実を図ります。

今後の取組

施 策	施策の内容
①障害児通所支援の充実	ア 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用促進により、障がいのある児童の療育推進を図ります。 イ 児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスにおいて、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づいた支援が行われるよう、研修等を開催します。 ウ 保護者に対する療育の目的理解（一人一人の特性や発達段階に合わせた目標に基づいた利用等）の促進を図るため、パンフレット等による情報周知を行います。
②地域療育推進体制の充実	ア 障がいの原因となる疾病や発達のアンバランスさの早期発見から早期対応にいたるシステムの整備と医療機関や関係機関との協力により、必要な療育の確保に努めるとともに県の巡回判定会（療育手帳取得のための判定会）の実施に協力します。

(2) 障がいのある児童・生徒の健やかな成長

現状と課題

- 近年、本市の総人口は減少傾向にありますが、発達の遅れや障がいにより何らかの支援を必要とする児童・生徒の数は増加傾向にあります。
- 本市の全ての保育園において、保護者や家族の就労等による障がいのある児童の受入れが可能となっています。また、保育園の開放等により、障がいのある児童と同世代の園児とが交流できる機会の提供に努めています。さらに、障がい児保育に携わる保育士の研修参加や、園全体での講習会開催を継続的に実施するなど、保育の充実に努めています。
- 障がいのある児童の小学校就学にあたっては、教育支援委員会を開催し、適切な就学先を判断しています。
- 市内には市立の小学校は17校、中学校は10校、県立の特別支援学校は1校（小・中・高等部）が設置されています。各小学校・中学校には、障がいのある児童・生徒の在籍状況に応じて特別支援学級を設け、施設整備を行うなど、障がいのある児童・生徒の適切な指導体制づくりを行っています。
- 市教育委員会に特別支援教育士を配置し、市内幼・小・中学校に対する巡回相談によって幼児・児童・生徒の実態を把握するほか、保護者を対象とした教育相談等を実施しています。
- 保育・教育の場では、インクルーシブ教育システムの導入が求められています。
- アンケート調査では、「学校卒業後の進路に不安がある」が52.8%と最も高く、「友だちとの関係づくりがうまくできない」が40.7%、「教職員の指導・支援の仕方が心配」が31.6%と続いています。

【障がいのある人等の声】

- ・障がいのある子どもが安心して学校へ通うことができるようにしてもらいたい。
- ・学校の先生の障がい理解に関する取組を進めてもらいたい。先生によって対応が違うことで、子どもがしんどい思いをすることがある。

・学校の環境に適應することが難しく、不登校になっている子どもへの支援を充実させてもらいたい。

・留守家庭児童会(放課後児童クラブ)で障がい特性に応じた対応や環境の整備をしてもらいたい。

※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

障がいのある児童・生徒や保護者の願いが十分に尊重され、適切な指導・助言を受け、自分らしく成長していくことができるよう、保育・教育・相談体制等の充実に努めます。

■□今後の取組□■

施 策	施策の内容
①障がい児保育事業の充実 【就学前】	ア 事業の継続・充実に努め、統合保育により集団の中で障がいのある児童の健やかな成長を図ります。 イ 保育士の研修参加等により、障がい児保育の実施に必要な専門的知識の習得等に努めます。
②障がいのある児童と保育園での交流 【就学前】	ア 同年代の園児との交流により集団生活に慣れる必要のある障がいのある児童や、同世代の園児との交流を求める重度障がいのある児童が、保育園児と交流できるよう、保育園を開放するなど引き続き交流の場の提供を行います。また、広島西こども発達支援センターの児童との交流会を実施します。
③就学に係る教育相談の充実 【就学前】	ア 幼児・児童・生徒の就学先決定に当たり、本人・保護者に対し情報提供をしつつ、保護者の思いを受け止めながら、相互の意図にずれが生じないように、就学後の適切な教育・支援のための方向性について話し合うなど丁寧に相談を行います。はつかいち福祉ねっとこども・発達支援部会作成の「ポジティブライフガイド」を必要に応じて、保護者に配付します。 イ より適切な就学が行われるよう、教育支援委員会を継続実施し、医療や療育関係の専門家と、児童・生徒一人一人の就学に係る協議・連携を行います。特に医療的ケア児や肢体不自由児などは早めに連携を行います。
④進路選択等節目での連携体制の強化 【ライフステージを通じた支援】	ア 障がいのある児童・生徒、保護者、学校、行政、地域等の連携を深め、障がいのある児童・生徒の成長過程の節目において、本人と保護者が進路選択にあたり必要となる情報の提供や客観的な助言を行います。 イ 教育支援委員会を開催し、将来の進路選択を踏まえた就学指導を行います。 ウ 特別支援教育アドバイザーの専門的な知見を活かして、現実的な卒業後の進路選択についての情報提供を行います。 プロGRESS研修等を通して、適切な就学指導の進め方につ

施 策	施策の内容
	いて、周知・理解を図ります。 エ 障がいのある生徒や保護者のニーズに応えるため特別支援学校や関係課、福祉事業所等との連携や情報交換を行います。 オ 相談を受ける職員の系統的な研修の受講を推進します。
⑤インクルーシブ教育システムの構築 【ライフステージを通じた支援】	ア 早めの教育相談の実施につなげられるよう、関係課と連携し、特別支援教育理解啓発リーフレットを5歳児健康診査（相談）等において配付できるようにします。 イ 障がいのある児童・生徒の障がいの状態、教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みの構築を進めます。 ウ 障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けることができるための合理的な配慮及びその基礎となる環境整備を推進します。 エ 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等、柔軟で連続性のある多様な学びの場を用意します。 オ 特別支援教育の担当者を対象とした研修会を実施し、担当者以外も参加できるようにしたり、特別支援教育アドバイザーによる巡回相談での助言等を共有するなどして、全ての教職員が専門的な知識を身に付けることができるようにします。 カ 特別支援教育の担当者だけでなく、全教職員で取り組むことができるよう、研修で学んだことを校内で周知させます。
⑥特別支援教育の推進 【小・中学校】	ア 市教育委員会に配置した3名の特別支援教育アドバイザーが、市内公立小・中学校に対し巡回相談を行い、児童・生徒の実態を把握するとともに、特別支援教育に関する専門的事項の指導・助言及び相談活動を実施します。 イ 特別支援教育に関する情報を収集し、市内小中学校に提供するとともに、関係機関との連携を行います。 ウ 特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、コーディネート機能を高めます。 エ 特別支援学校のセンター的機能を活用し、小・中学校等に在籍する学習障がい（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）等を含む障がいのある児童・生徒への支援の充実を図ります。 オ 各学校において障がいのある児童・生徒に対して教育支援計画及び指導計画を作成し、学校、地域、専門機関との連携を図ります。

施 策	施策の内容
⑦登下校の移動の支援 【小・中学校】	ア ファミリー・サポート・センター事業による支援を継続し、その他の制度や機関を活用した支援についても検討します。
⑧進路相談の充実 【小・中学校】	ア 卒業後の進路の決定時に、情報が十分提供できるよう、特別支援教育アドバイザーの助言も受け、障がいのある児童・生徒、家族、学校、教育委員会、福祉事業所、障がい福祉相談センターきらりあ等との連携と情報交換に努め、相談者の希望を十分に受け止め、適切な窓口で相談できるよう努めます。
⑨留守家庭児童会の拡充	ア 留守家庭児童会において、障がいのあるなしにかかわらず、学齢児がともに過ごすことができるよう、加配職員配置などの充実に努めます。

(3) 就労支援、働く環境づくり

■□現状と課題□■

- アンケート調査では、回答者のうち、「収入を得る仕事をしていない」とした人は 54.9%で、その中で 21.8%が今後「収入を得る仕事をしたい」と回答しています。就労を希望しながら実際には仕事に就けていない人が相当数いることがうかがえます。
- また、収入を得る仕事をするために「職業訓練を受けたい」とした人は回答者全体のうちの 41.6%となっています。
- 本市には、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじが設置され、就労相談や生活支援、職場開拓や定着の支援が行われています。障がい福祉相談センターきらりあ等で受ける就労に関する相談については、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、ハローワーク、市が連携し、その支援に努めています。
- 今後もハローワークや商工会議所、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所等の関係機関と連携を深め、障がいのある人の自立支援に向けた取組を強化する必要があります。
- 令和6（2024）年6月1日現在の広島県内の民間企業における障がいのある人の雇用率は 2.54%で、過去最高となり、法定雇用率 2.5%を上回っています。
- 発達障がいのある人、難病患者等で障害者手帳の対象とならず、手帳を所持していない人は、法定雇用率の対象外となっており、法定雇用率のみならず総合的な観点から企業の理解を求める必要があります。
- アンケート調査では働きたい意思があっても様々な理由で働けていない障がいのある人の姿も見えました。また、障がいの状況や能力に応じた多様な働き方が求められています。
- 福祉就労の場として、就労継続支援事業所等があり、生活訓練、仲間づくり、生きがいを得る場、社会参加の場として大きな役割を果たしています。
- 市役所1階ロビーで、はつかいち福祉ねっとによる障がい者就労施設等の商品販売、ショーケースでの商品紹介、庁舎、公園等の自動販売機の設置など、市の支援はあるものの、事業所で働く利用者の工賃アップは十分とは言えません。
- 「今の福祉就労の場を退所すると、もう、戻って来ることができない」という心配から、一般就労等の次のステップにチャレンジすることを躊躇してしまう人も多いようです。広島西障がい者就業・生

活支援センターもみじのさらなる周知や活用しやすいジョブコーチ制度の充実などを望む声が上がっています。

【障がいのある人等の声】

- ・障がいのある人が働きやすい職場が増えるとよい。
- ・仕事上で困ったことなどを気軽に相談できる場や同じような人と交流ができる場が増えるとよい。
- ・わが子には、将来、周囲に助けてもらいながらも就労による収入を得て、自分らしく生活してほしい。
- ・廿日市市の伝統工芸品や農産物などを活かし、障がいのある人の技術取得や雇用につなげていけるとよい。
- ・中途障がいの人の就労継続や再就職のための支援を充実させてもらいたい。
- ・障がいのあるなしにかかわらず、社会の一員として生きがいを持って活躍できる社会になってほしいと思う。

※その他、資料編参照

■ □ 目指す方向性 □ ■

障がいのある人が仕事の能力を高めるために、障がいの特性や職種に応じた適切な訓練を受ける場や職業能力を身につける場へ結びつける支援や、外出やコミュニケーション等の能力を高める支援を進めます。

障がいのある人の能力や適性に合った職業を紹介できるよう、ハローワークや商工会議所等と密に連携を図りながら、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。

引き続き、障がい者就労施設等の物品等の購入に努め、工賃アップに取り組めます。

関係機関と連携の上、企業に対し障がいのある人が安心して働ける環境づくりへの協力を求めるとともに、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、障がい福祉相談センターきりあ、はつかいち生活支援センター等の相談機関と労働関係諸機関との連絡を密にし、就労する障がいのある人を多方面から支える体制をつくります。

施 策	施策の内容
① 障害福祉サービスによる支援の推進	ア 一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援、就職後の職場定着のための面談等を行う就労定着支援を推進し、それぞれの人にあった就労支援を行います。 イ 一般の就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援を推進します。 ウ 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
②障害者優先調達推進法による支援	ア 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度障害者就労施設等からの物品購入や業務委託について方針と実績を公表します。 イ 障害者就労施設等の物品販売機会の確保を図り、施設で働く利用者の工賃アップを支援します。
③就労支援体制の整備	ア 障がい福祉相談センターきらりあ、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、ハローワーク、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校及び広島障害者職業能力開発校と連携して、就労を支援します。 イ 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじやハローワーク、学校、行政等で構成する「広島西障害保健福祉圏域障害者就労支援ネットワーク会議」に参加し、連携して障がいの者の雇用の促進に努めます。 ウ 障がいのある人の就労に関する情報（ステップアップの取組等）について、各支援機関での情報共有や障がいのある人への周知を図ります。
④一般就労の促進	ア 広島労働局と廿日市雇用対策協定を締結したことにより、就職支援についての運営協議会を設け、一丸となって雇用対策を推進していきます。 イ 事業主等の障がいのある人の法定雇用率の達成に向けた啓発を行います。
⑤事業主や職場の人への疾病・障がいに対する理解促進	ア ハローワークや商工会議所等と連携しながら、合理的配慮や疾病・障がいに対する周知・理解を深めるよう事業主等に働きかけます。
⑥多様な働き方の普及	ア 障がい特性や能力に応じた働き方ができるよう短時間雇用、在宅就業等の雇用、就業形態の多様化を事業主等に働きかけます。

施 策	施策の内容
⑦就労に関する相談窓口の充実	ア ハローワークや広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ等関係機関と密に連携を図りながら相談に応じます。
⑧ITを活用した雇用機会の促進	ア 障害者ITサポートセンターとの連携により、パソコン機器等の使用に関する援助を行い、パソコン、インターネット等を使った就労に向けた支援に努めます。
⑨身体障害者自動車運転免許取得費及び身体障害者自動車改造費の補助	ア 障がいのある人が運転技術を身につけ、社会参加と就業を促進するために、自動車の運転に関する補助を継続します。
⑩市職員の障がい者雇用の推進	ア 障がいのある人の採用に関して合理的な配慮を行い、障害者雇用率を守ります。 イ 障がいのある職員が働きやすい環境づくりに努めます。
⑪地域活動支援センターへの支援	ア 地域活動支援センターに対する補助金の交付により経営の安定を図ります。

(4) わかりやすい情報発信手段の充実

■□現状と課題□■

- 本市では広報紙、ホームページ等を通じて、障がいのある人に関する福祉サービスや行事の情報提供を行っています。また、はつかいち市民図書館においては、大活字本、朗読テープ、CDなどの録音資料と字幕入りDVDなどの映像資料の整備が進んでいます。
- アンケート調査からは、障がいや福祉サービスに関する情報を得る手段として、高い年齢層では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」や「行政機関の広報紙」等を、低い年齢層では、「インターネット」を利用する割合が高い、という結果が出ています。今後も、障がいのある人に届きやすい多様な方法での情報発信が求められます。
- 「既存の書類やサービス便覧等がわかりづらい」という声も多くあり、誰でもわかりやすい情報づくりへの工夫も必要です。
- 平成23(2011)年に改正施行された障害者基本法では「手話」が言語として明記されるなど、障がいのある人のコミュニケーション手段が一層確保された社会を目指すことが求められています。また、本市でも「手話言語及びコミュニケーション条例」を平成30(2018)年7月1日に施行し、障がいのある人もない人も、すべての市民が想いや考えを伝え理解し合い、地域社会においても暮らしやすく様々な場面で活躍できるようなまちの実現に向けて取り組んでいます。
- 令和4(2022)年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立・施行されました。この法律では、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、「可能な限りその障がいの種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすること、また、その取得する情報が、可能な限り障がい者でない者が取得する情報と同一の内容とすること」等が基本理念とされています。情報通信技術の進化やデジタル化に対応した、新たな情報発信や意思疎通の手段の確保が求められています。

【障がいのある人等の声】

- ・障がいのある人や家族に、もっと制度をわかりやすく伝えてもらいたい。
- ・子どもが将来どうなっていくのか、どのような支援を受けられるのか、フローチャートになっている

パンフレットがほしい。

・助けてもらえる福祉サービスがあることを知らず、今までひとりで抱え込み、苦しかった。福祉サービスや制度の情報を積極的に情報提供してもらいたい。

・視覚障がい者は、紙資料での情報提供や一度の説明では理解できないことが多い。必要な情報を得られる方法を考えてもらいたい。

※その他、資料編参照

■ □ 目指す方向性 □ ■

障がいのある人一人一人のニーズに対応した情報提供やコミュニケーション手段を確保することにより、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障がいにより情報格差が生じないような施策を推進します。

■ □ 今後の取組 □ ■

施 策	施策の内容
①福祉サービスの情報提供	ア 障がい福祉サービス便覧の配布や市ホームページへの掲載等により、福祉に関する情報提供に努めるとともに、問い合わせ等に的確に対応できるよう福祉に関する情報収集に努めます。 イ 市広報紙、社協だより「あいとぴあ」等による福祉サービスの情報提供の充実を図ります。 ウ 視覚障がいのある人へ情報伝達として、市広報紙等の点字や、音訳CD等の作成を行います。
②アクセシビリティの推進	ア 情報提供にあたっては、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる「アクセシビリティ」の実現に努めます。 イ 市ホームページについては、文字サイズの変更を可能とし、また、音声読み上げソフトに対応した作成を心がけます。 ウ 知的障がいのある人など誰にとってもわかりやすい表現や、やさしい日本語で情報提供するように努めます。 エ JIS規格「JIS X8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」にあてはまらないページは順次修正を行います。 オ 市政情報などの情報発信の手段として、様々なソーシャルメディア（LINE、Instagram、Youtube など）を活用します。また、スマートフォンからの LINE 申請やタブレットによる窓口での申請など、各種サービスに係る申請手続きの簡素化に努めます。

施 策	施策の内容
③多様な手段による情報提供	ア 情報の伝わりにくい聴覚障がいのある人へのメール等による情報発信や、視覚障がいのある人などへの情報提供の方法について、広報紙や出前トークなどの様々な媒体を使用し周知をしていきます。
④手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・音訳奉仕員の養成等	ア 意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）の派遣事業の充実や、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・音訳奉仕員の育成に努めます。
⑤図書館の利用促進	ア 対面朗読や郵送貸し出し等、図書館の利用を促進するため、障がいのある人への周知活動に努めます。 イ 録音資料、点字付き絵本、大活字本、LL ブック（やさしい日本語による文章、文字の理解を助ける絵記号などを用いて分かりやすく書かれている本のこと。）等の資料を計画的に所蔵していきます。
⑥手話相談員等の配置	ア 手話相談員及び手話支援員3名体制で、就業時間等を調整しながら、窓口に来られた聴覚障がいのある人の相談などに対応します。
⑦IT技術を活用した相談支援手法の利用促進	ア 聴覚障がいのある人等に対する手話等による意思伝達の仲介業務やIT技術の利用促進に努めます。

（5）仲間づくり・社会参加・スポーツ・文化

■□現状と課題□■

- 障がいのあるなしにかかわらず、充実した余暇を送り、スポーツを楽しみ、文化に触れることで、生活の質を高めることのできる環境整備が必要です。
- 余暇時間はテレビ・ビデオを見たり、本を読むなど、家の中でひとりで過ごす人も多く、「レクリエーション行事など友達と集まれる機会がほしい」という意見も多くなっています。引き続き、誰もが気軽に集える場所や機会の創出が求められています。
- スポーツについては、障がいのある人のスポーツ施設使用料の減免、障がいのある人が楽しめるスポーツの紹介、スポーツ大会の競技運営協力などを行っています。
- 文化・芸術については、公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団等がウッドワンさくらびあ（車椅子専用スペース確保）でコンサートやイベントを定期的に開催しています。
- 障がいのある人が参加しやすいスポーツ、文化等活動の場が少ないとの声があります。
- 障がいのある人が行動上著しい困難のある場合に、本人の危険を回避するための援助や移動の支援を行う必要があります。
- 平成 30（2018）年に「障害者文化芸術推進法」が成立した後、国においても、平成 31（2019）年3月に第 1 期障害者文化芸術活動推進基本計画を策定し、その後、令和5（2023）年3月には第 2 期障害者文化芸術活動推進基本計画を策定するなど、合理的配慮の提供と、そのための情報保障や環境整備に配慮して、障害者の文化芸術活動の更なる促進、関係団体・機関との連携による取組の推進を図ることとしています。

【障がいのある人等の声】

・障がいのある人同士が、スポーツや趣味、関心ごとなどを通して、日常的に交流できる場があるとよい。

・パソコン教室、習字教室、料理教室など、障がいのある人が気軽に参加できる、また、スキルアップできる場所について考えてもらいたい。

※その他、資料編参照

■ □ 目指す方向性 □ ■

障がいのある人が気軽に楽しめるスポーツ、文化活動の普及・啓発に努めます。

障がいのある人が気軽にスポーツ・文化活動に参加するための移動支援を含めた取組を行います。

■ □ 今後の取組 □ ■

施 策	施策の内容
①生涯学習活動の参加環境の整備	ア 市民センターをはじめとした様々な場で行われる生涯学習活動に障がいのある人が参加しやすい環境の整備を行います。
②障がいのある人のスポーツ施設使用料減免	ア グローバルリゾート総合スポーツセンターサンチェリー、HIROHAI佐伯総合スポーツ公園等における障がいのある人の使用料減免の継続に努めます。
③障がいのある人が楽しめるスポーツ振興	ア 障がいのある人の健康増進、交流、余暇等に資するためのスポーツ体験会を継続します。
④障がい者スポーツ大会の充実	ア 競技運営の協力を継続し、大会の充実に努めます。
⑤文化活動の充実	ア 障がいのある人の意見を聞きながら、参加しやすいコンサート、イベント等の充実・周知に努めます。
⑥手話通訳者や要約筆記者の配置	ア 本市主催の講演会等での手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。

■ □ 「2 生きがいを持った暮らし」の評価指標 □ ■

指標名	単位	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
福祉施設からの一般就労移行者数	人／年	20	25
スポーツ体験会の参加者数	人／月	15	25
意思疎通支援者の登録者数(累積)	人	47	50

3 生き生きと暮らせる環境【保健・医療】

【基本的な方針】

- ▶健康診査や訪問指導、正しい知識の普及啓発等を行い、障がいの早期発見・早期対応に努めます。
- ▶関係機関が連携し、障がいのある人が地域で暮らしやすい環境や医療を受けやすい体制の整備に努めます。

(1) 障がいへの早期対応

■□現状と課題□■

- 障がいのある児童に対する様々な早期対応の取組は、子どもの発達、発育を促し、生活能力の向上、さらには社会参加の幅を広げる手段として大変重要です。
- 本市では、市民向け啓発パンフレットを配布するほか、乳幼児期の発達面で気になるケースについては、相談機関の紹介や健診後フォロー教室等の参加を促しています。
- ライフステージの様々な不安に対応できるよう、関係機関の連携を図り、疾病や治療に対する正しい知識の普及や保健福祉サービスの紹介等を行っています。
- 増加傾向のある発達障がいについては、幼少期に適切なケアが得られず二次障がい等につながるケースも指摘されており、引き続き継続的なフォローが求められています。
- 内部障がいは、疾病を要因とするものが多く、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康診査や精密検査受診の必要性を周知する必要があります。

【障がいのある人等の声】

- ・1歳半健診の際の指摘をきっかけに、色々な方の助けを借りながら本人を育てることができている。何かあれば相談できる、また、アドバイスをもらえる環境はありがたかった。
 - ・子どもの発達について気になり保健師に相談したところ「様子観察」となり不安になった。日常的に気軽に相談できるところがあるとよい。
 - ・受診につながっていない精神障がいのある人やその家族に関する課題について取り組んでもらいたい。
 - ・高次脳機能障がいを早期発見し、必要な支援につながるようにしてもらいたい。
- ※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携しながら、健康診査や健診後フォロー、訪問指導、正しい知識の普及啓発、障がい福祉相談センターきらりあ等による相談体制の充実など、障がいへの早期発見・早期対応に努めます。

施 策	施策の内容
①乳幼児健診事業の充実	ア 保健医療従事者研修会を開催することで、健診に携わる職員の力量を上げていき、疾病や発達のアンバランスさの早期発見に努めます。 イ 保護者に具体的なアドバイスをを行いながら適切に治療や療育に結びつけるよう努めます。 ウ 必要に応じ、健康診査の問診票の内容の見直し等を行います。 エ 5歳児健康診査(相談)に向けて発達に関する医療従事者研修会を計画しています。
②母子保健事業の推進	ア 乳幼児期には、家庭訪問、育児相談、子育て講座、乳幼児健康診査(4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児)、健診後フォロー教室、ペアレントトレーニング事業、こども相談事業等の継続・充実により、乳幼児の疾病や発達のアンバランスさへの早期対応に努め、健やかな発達を目指します。 イ 産婦の心身の安定と乳児の健やかな成長のため、心身の不調等がある産婦に対する育児・母乳外来等利用事業や家事援助サービス費給付事業、宿泊型・日帰り型ケアサービスを継続します。
③正しい知識の普及・啓発	ア 障がいに対する理解を深め、早い段階で、治療や療育を行うため、疾病等に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。 イ 脳血管障がいや交通事故等による頭部外傷などに起因して様々な症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が生じる高次脳機能障がいは、早期発見・早期対応や周囲の理解が必要とされていることから障がいに対する知識の普及・啓発に努めます。
④保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携	ア 医師会、歯科医師会、保健所、学校との連携や広島県児童発達支援センター等機能強化事業等により、幼年期から老年期までの全てのライフステージに応じた障がいの早期発見・早期対応に努めます。
⑤情報提供と支援体制の充実	ア 障がい福祉相談センターきらりあや広島県児童発達支援センター等機能強化事業等による相談体制の充実を図り、障がいのある児童やその家族に適切な情報提供と専門機関の紹介を行うとともに、必要に応じて家族、保育園、幼稚園、学校、医療機関等と連携し、必要な医療や支援を受けられる体制の充実を図ります。 イ 重層的支援体制整備事業を実施し、複合的課題のある家庭(複数の要支援者がいる家庭等)に対する支援体制の充実を図ります。

施 策	施策の内容
⑥生活習慣病の予防	ア 廿日市市健康増進計画「健康はつかいち21」に基づき、健康教育や健康相談などを行い、生活習慣病の発症や重症化を予防することで障がいの発生の抑制に努めます。 イ 生活習慣病を予防するために、健康診査の案内を全戸配布するなど、健康診査やがん検診についての周知を行います。 ウ 精密検査の受診勧奨を行い、重症化を予防します。
⑦難病患者等の負担軽減	ア 難病患者等については、保健所と連携し、当事者や家族の会への情報提供や心理的な負担軽減に努めるとともに、特定疾患治療研究事業・小児慢性特定疾患治療研究事業の普及による医療費の負担軽減を図ります。 イ 障害福祉サービス及び地域生活支援事業において難病患者等を対象としたサービスの充実を図り、在宅生活を支援します。

(2) 保健・医療・リハビリテーション

■□現状と課題□■

- 障がいや疾病の早期対応とともに、二次障がいの発生予防などが必要であり、そのための対策として地域リハビリテーションの推進が求められています。保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、障がいのある人一人一人のニーズに応じた保健・医療・リハビリテーション体制の充実が求められます。
- 障がいのある人の中には、頻繁に医療機関にかかる必要がある人も多く、アンケート調査からは「医療費、薬代、交通費の負担が大きい」という声があります。
- 65歳以降も重度心身障害者医療制度を継続して利用するには、後期高齢者医療保険に加入しなければならず、保険料が増える等の不安や、重度心身障害者医療制度の対象者を拡大してもらいたいとの声があります。
- 近年、社会の複雑化や生活環境の急激な変化の中で、心に悩みを持つ人が多くなり、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの間に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が約300人、自立支援医療(精神通院)受給者数が約400人増加しています。自殺予防の観点も含めた心の健康づくり対策の重要性は年々増えています。
- 適切な医療に結びついていない障がいのある人の地域での支援体制を整備していくことが課題です。
- 障がいのある人は、健康診査や医療機関の受診に困難を伴うことも少なくなく、より多くの人がスムーズに健康診査や医療にかかる環境づくりが求められています。

【障がいのある人等の声】

- ・医療機関での障がい者理解に関する普及啓発を進めてもらいたい。
- ・聴覚障がいがあり、病院受診の際のコミュニケーションに不安がある。手話や要約筆記ができる人がいるとよい(急な受診の場合、手話・要約筆記奉仕員の派遣調整が難しい場合がある)。
- ・知的障がいのある人の受診しやすい医療機関(特に歯科、耳鼻科)が少ない。受診時、医師から

の説明が、早口、専門用語多用、長い文章のため、本人に伝わりにくい。

・入院した場合の付き添いについての課題(病院側から個室+見守りを求められた場合の個室の費用面の負担や付き添いの大変さ等)がある。

・往診をしてくれる医療機関が増えるとよい。

・親の高齢化・親亡き後や本人の高齢化・重度化に関する課題が、今後、ますます出てくる。医療機関への同行支援が今までよりも必要になる。地域の中で必要な医療を受けられるような体制があるとよい。

※その他、資料編参照

■ □ 目指す方向性 □ ■

保健・医療・リハビリテーション関係機関が密に連携しながら、必要な対応を受けられる体制の整備を促進します。また、障がいのある人が退院して、在宅生活を送ることのできる環境づくりを支援します。

かかりつけ医をもつことや健康診査の受診支援を進めるとともに、医師会、歯科医師会等と協力しながら、医療を受けやすい体制の整備を促進します。

■ □ 今後の取組 □ ■

施 策	施策の内容
①障がいのある人の地域生活移行の推進	ア 障害福祉サービスの地域移行支援・地域定着支援等により、相談支援専門員が医療機関及び関係機関と連携を持ちながら、効果的な社会資源の活用を本人・家族とともに考え、障がいのある人の地域生活を支援します。
②医療・リハビリテーション体制の整備	ア 医療機関や専門機関などについての情報提供に努めます。 イ リハビリテーションに対する啓発活動を進め、理解・認識を深めるとともに、その利用を促進します。 ウ かかりつけ医を持つことの促進を行うと共に、かかりつけ医制度について、市民アンケート等で浸透状況を定期的に把握します。
③高額医療費の自己負担の軽減	ア 自立支援医療制度(更生医療、育成医療、精神通院医療)、国民健康保険高額療養費制度等を継続し、利用者の負担軽減に努めます。

施 策	施策の内容
④心の健康づくりの推進	ア 関係機関・団体、庁内関係課等と連携し、心の健康づくりや自殺対策に関する方向性・取組の検討を進めます。 イ 学校、職場、地域における心の健康や自殺予防に関する相談、健康教育の充実に努めます。 ウ 様々な対象に対し、ゲートキーパー養成講座を実施していきます。 エ 本市に暮らすすべての人が「つながり」や「幸せ」を実感しながら、いのちを大切にできるまちの実現を目指す『廿日市市自殺対策計画「いのち支える廿日市プラン」』に基づく取組を実施します。
⑤重度心身障害者医療制度の継続	ア 対象者の一部負担金を導入しながら、将来に向けて制度の安定的な運営を図り、医療費が大きな負担にならないよう制度の継続に努めます。
⑥かかりつけ医等をもつことの促進	ア 日常の健康状態を把握してもらえるかかりつけ医や歯科医師を持つことを、健康相談や個別栄養指導、健診結果説明会、健診後の受診勧奨等様々な場面を通じて推進すると共に、市民アンケート等で浸透状況を定期的に把握します。
⑦重度障がいのある人の健康診査受診支援	ア 外出が困難な重度障がいのある人が、定期的に健康診査を受けられるように、啓発を行うとともに、受診のしやすい環境づくりなど、必要な支援に努めます。
⑧訪問看護の情報提供・紹介	ア 重度障がい等で医療機関へ行くことが困難で、継続して医療が必要な人については、訪問看護の情報提供・紹介に努めます。
⑨医療機関との連携	ア 障がいのある人が医療機関で受診しやすいよう病院のバリアフリー化等について、医師会や歯科医師会に働きかけます。

■□「3 生き生きと暮らせる環境」の評価指標□■

指標名	単位	基準値 令和4年度	目標値 令和11年度
医師会、歯科医師会との意見交換の場の回数	回／年	1	1

4 地域生活の支援【サービス・相談】

【基本的な方針】

- ▶各種支援制度の周知に努め、適切な福祉サービスが利用できる地域づくりを進めます。
- ▶障がいの特性に配慮した安心・安全な住まいの確保のために、関係各課との連携を図ります。
- ▶多様な障がい者のニーズに対応し、総合的な相談支援ができるように体制の充実を図ります。
- ▶サービスを提供する人材の確保・育成に努めます。

(1) 福祉サービス等の提供

■□現状と課題□■

- 本市の福祉の充実、在宅ケアシステムの構築を図るため、関係機関とのネットワークを推進し、ケア会議やはつかいち福祉ねっとの課題別会議で取組等を実施しています。
- ホームヘルパーやガイドヘルパーが不足しており、緊急時や夜間・休日等の支援体制に不安の声があります。
- 在宅で医療的ケアの必要な障がいのある人が受けられるサービスが少なく家族の負担が大きいとの声もあります。
- 特に山間部や島しょ部では、居宅等のサービスが利用しづらい、日中活動の場が少ないため、沿岸部への通所にかかる家族の送迎の負担などの課題が上がっています。
- 65歳到達時には介護保険制度の利用が優先されるようになり、1割負担による経済的な課題やこれまで利用してきたサービスを引き続き受けることが困難なケースが発生しています。切れ目のない適切な支援を求める声があります。
- 障害福祉サービス等の利用については、サービス等利用計画を作成することになっていますが、ヒアリング調査からは特定相談支援事業所等の数が少なく、相談支援専門員の負担が大きいことも指摘されています。
- 障がいのある人やその介護者の高齢化を背景に、「親亡き後」の生活を心配する回答が非常に多くみられました。これらの課題解決のために、生活の場となるグループホーム（共同生活援助）の設置の必要があります。
- 障がいのある人やその家族の様々なニーズに対応するため、計画相談支援は大変重要な役割ですが、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の相談支援専門員が不足しており、きめ細やかな支援を行うことが難しくなっています。
- 福祉人材の不足が深刻な課題となっています。障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後の課題が増えている中、若年層の減少に伴う人材不足が今後、ますます深刻化することが予測されているため、早急の人材不足解消につながる取組が求められています。また、身近な支え合いの必要性も増えています。

【障がいのある人等の声】

- ・短期入所を利用したい時に利用できないことがある。
- ・ヘルパー不足で、希望する曜日や時間帯に居宅介護や移動支援を利用することができず困っている。

- ・重度の知的障がいのある人や重複障がいのある人が利用できるグループホームを増やしてもらいたい。
 - ・医療的ケアが必要な重い障がいのある人を受け入れられるグループホームがない。
 - ・日中一時支援事業所が少ないこと等により、通所後や休日の過ごし方に困っている。
 - ・親の高齢化に伴う介護負担や親亡き後の心配がある。地域で安心して暮らせるような仕組みを充実させてもらいたい。
 - ・障がいのある人のきょうだいやヤングケアラーになっている家族への支援を充実させてもらいたい。
 - ・福祉人材の不足解消に向けて取り組んでほしい。
 - ・人材不足の状況が改善すれば、サービスなどの充実につながると思う。
- ※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

障がいのある人の日常生活や社会生活の支援を目的とし、障がいの種別にかかわらず利用できる障がいのある人の福祉サービスの充実に努めると同時に、介護者の負担軽減もより一層図っていきます。

介護者が健康で安心して過ごし、負担を軽減できるよう、事業所や医療機関等の関係機関と連携しながら、一時的な預かりや救急時等の対応に努めます。また、介護者の支援体制の構築に努めます。

また、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していけるように努めます。

■□今後の取組□■

施 策	施策の内容
①柔軟なサービスの支給決定	ア ひとり暮らし等の障がいのある人や家族による介護負担が大きい家庭など個別の状況に応じた支給決定に努めます。
②外出支援の充実	ア 視覚障がいのある人を対象とした同行援護事業の充実に努めます。 イ 移動支援事業について、ガイドヘルパーの養成を図り、事業の充実に努めます。また、手帳を所持していない発達障がいのある人などで、サービス利用が必要と市が判断した人に対しても、支給決定を行います。
③日中活動の場の充実	ア 障害福祉サービスにおける生活介護等の日中活動系サービス及び日中一時支援、短期入所事業等の必要な量の確保及び質の向上に努めます。 イ 特別支援学校卒業後の進路相談は、学校、事業所、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、ハローワーク、障がい福祉相談センターきらりあ等の関係機関と連携を図りながら行います。
④障害者手帳制度や申請手続きの周知	ア 医療機関と連携し、障害者手帳制度や関連制度の申請手続きの周知に努めます。

施 策	施策の内容
⑤在宅福祉サービスの充実	ア 居宅介護や短期入所等により、在宅福祉サービスの充実を図ります。 イ 地域生活を支援するため、日常生活用具給付等事業の充実を図ります。
⑥グループホーム（共同生活援助）の整備支援	ア 社会福祉法人等と連携し、グループホーム（共同生活援助）の整備を働きかけ必要な支援を行います。 イ 医療的ケア等が必要な方に対応できる共同生活援助の設置に向けた検討を進めます。
⑦障がい者配食サービス事業の継続	ア 食事の調理が困難な障がいのある人のいる世帯に対する配食サービスを継続します。
⑧訪問入浴サービス事業の継続	ア 障がいのある人に対し、可能な限り在宅においてできるだけ清潔に日常生活を営むことができるように、訪問入浴サービスを継続します。
⑨高齢の障がいのある人への生活支援	ア 障害福祉サービスから介護保険制度へのスムーズな移行と、介護保険にはないサービスについて、障害福祉サービス等の柔軟な支給決定に努めます。
⑩計画相談支援の体制の整備	ア サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の新規立ち上げを促進し、利用者にとっての質の確保・向上と相談支援専門員の負担軽減を図ります。 イ 計画相談支援の重要性を考え、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所や障がい福祉相談センターきらりあと連携し、相談支援体制の整備を図ります。
⑪福祉人材の確保と充実	ア 廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会（社会福祉協議会）と連携し、福祉人材の確保及び質の向上に取り組みます。 イ 従事者に対し、資格取得等に係る経費の一部を支援すること、職員の資質の向上に努めます。



作品名:ロイヤルフラミンゴ

作 者:今田 浩基

(2) 相談支援体制の充実

■□現状と課題□■

- 本市では、障がいのある人の総合相談窓口である障がい福祉相談センターきりりあ（基幹相談支援センター）に相談支援専門員が常駐することで、あらゆる障がいの相談に応じています。
- このことから、市民や関係者からは「相談しやすくなった」という声が上がっています。一方で、アンケート調査においては市に求める施策として「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 57.4%挙げられており、より市民が利用しやすい窓口づくりを進めていくことが求められています。
- 一つの機関だけでは解決が難しい複雑な相談（「家庭内に複数の要支援者がいる」「長年、自宅にひきこもり、社会との接点をもつことが難しい」等）が増えてきており、様々な機関との連携体制構築の重要性が増しています。

【障がいのある人等の声】

- ・新たなサービス利用のたびに、本人の様子を一から説明することが負担。
- ・サービス利用などの手続きが大変なため簡素化させてもらいたい。
- ・障がい児の親の色々な悩み、困りごとを寄り添って聞いてもらえ、行政や福祉のサポートなど解決に向けて、アドバイスをもらえたり、導いてもらえたりするところがあるとよい。
- ・わが子が可能な範囲で自立し、相談支援機関等、周りの助けも借りながら、明るく楽しく生活していけるとよい。
- ・不安が増してしんどいときなどに気軽に相談できる場があるとよい。
- ・緊急時に相談・支援が受けられるかどうか心配。

※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

行政や地域の関係機関等が密に連携し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、質の高いサービスを提供するため、障がい者ケアマネジメント体制の整備や人材の育成に努めます。

■□今後の取組□■

施 策	施策の内容
①相談支援体制の拡充	ア 障がいのある人の就学・学卒後、65歳到達時等の節目に置いて切れ目のない支援を行えるよう、関係機関のより一層の連携を図ります。 イ 障がい福祉相談センターきりりあを基幹相談支援センターとして、地域の相談支援拠点として相談支援事業所等との連携を深め、より一層の相談支援体制の強化を図ります。 ウ 廿日市市重層的支援体制整備事業等において、障がい福祉分野以外の各関係機関や企業、地域組織等との連携を図り、地域全体で障がいのある人やその家庭全体を支える体制を整備します。 エ 相談まるごとサポートデスク、はつかいち生活支援センタ

施 策	施策の内容
	一、はつかいちひきこもり支援ステーション「はつステ」における相談支援体制の強化を図ります。
②障がい者ケアマネジメント体制と人材育成の充実	ア 相談支援体制の強化・地域づくりや人材育成等の役割が求められている特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所と障がい福祉相談センターきりりあの主任相談支援専門員を中心に、相談支援専門員等の質の向上を図ります。 イ 障がいのある人、家族、ボランティア、関係者にもケアマネジメントの理解に向けた取組に努めます。
③はつかいち福祉ねっとの運営・活用	ア はつかいち福祉ねっこにおいて、ネットワーク構築その他の地域課題の解決に向けた主体的な取組を継続します。
④地域生活支援システムにおける相談対応	ア 24時間の相談受付、緊急時の受入れ、人的支援などの様々なコーディネート等を行う地域生活支援システムの強化を図ります。 イ 家族の緊急時に自宅で一人で過ごすことができない障がいのある人等の支援を行う緊急時受入等事業の活用を推進するため、相談支援専門員を中心に、事業の周知や登録者の増加に努めます。

(3) 充実した地域生活

■□現状と課題□■

- 就労が困難な障がいのある人の経済的安定については、就労環境等の整備のみでは限界があり、障害基礎年金や特別障害者手当等の公的な所得保障に頼らざるを得ない状況です。
- 通院・通所等のための交通費の負担を重く感じているとの意見もあります。本市では福祉タクシー利用助成券の交付や障害者施設通所交通費助成事業を行っていますが、地域によって利用しにくさや負担感があり、改善を求める声があります。
- 特に、精神障がいのある人の日常的な通院にあたっては、交通費、医療費の自己負担分が経済的な負担となっている状況にあります。
- アンケート調査では、希望する暮らしを送るための支援として「経済的な負担の軽減」を必要とする声が最も多くありました。
- 介護者の健康状態や、家族の都合等により、障がいのある人の介護が困難な場合、介護者の負担を軽減する短期入所事業や日中一時支援事業を行っています。
- 精神障がいのある人への緊急対応は、広域での対応が必要になります。そのため、広島県西部の精神科救急医療システムを活用し、精神科救急情報センター（24 時間体制での電話相談、情報提供）、精神科救急医療施設、精神科救急医療情報ネットワーク（インターネットでの情報提供）により、夜間や休日等の対応を図っています。
- 障がいのある人やその介護者の高齢化も進行しています。このような状況を背景に、家族等の支援体制の必要性が指摘されています。

【障がいのある人等の声】

- ・物価高騰により障害年金だけでは生活が厳しい人が増えている。
- ・障がいに対する理解不足、保証人、身元引受人がいらない等の理由で賃貸住宅が借りにくい。
- ・障がい者本人だけではなく、その家族の生活にも目を向けてもらいたい。子育てや介護をしても安心して働くことのできるまちづくりをしてほしい。

※その他、資料編参照

■ □ 目指す方向性 □ ■

障がいのある人が必要なサービスや医療、年金、手当等を受けながら、安定した生活を送るために必要な支援を行います。

■ □ 今後の取組 □ ■

施 策	施策の内容
①特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当給付事業の周知・促進	ア 手帳の交付・再交付時等や市広報紙等で手当等の周知を図り、手当制度の利用を促進します。
②税に係る減免等の周知・啓発	ア 軽自動車税に係る減免の周知や、住民税に係る所得控除、非課税措置等のわかりやすい周知・啓発を進めます。
③障害基礎年金制度の周知・啓発	ア パンフレットの作成等、障害基礎年金制度に係る周知・啓発を進めます。
④交通費の負担軽減	ア 福祉タクシー利用助成券の交付や、障害者施設通所交通費助成事業を継続します。
⑤疾病の早期受診の促進	ア 健診・検診などの機会を通じ、障害基礎年金等の受給にあたり、障害基礎年金申請の根拠となる疾病の早期受診を促進します。
⑥心身障害者扶養共済制度の周知等	ア 広島県が実施する心身障害者扶養共済制度の情報提供を図ります。 イ 受給権発生者に対しては、受給可能な時点での速やかな受給手続きを図ります。
⑦障がいのある人にやさしい公営住宅の整備	ア 車椅子常用者向け住宅の整備に努めるとともに、公営住宅建設の際はバリアフリーに配慮した設計を行います。 イ 公営住宅への入居については、障がいのある人の優先度に配慮します。
⑧賃貸住宅への入居支援	ア 障がいのある人が退院・退所される際の住宅を確保するための支援に努めます。 イ 居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の入居に係る相談体制を整備します。
⑨介護者の介護疲れの解消	ア 事業所に対し、新規の短期入所事業の参入を働きかけます。 イ 事業所に日中一時支援事業実施の働きかけを行い、介護者の介護疲れの解消に努めます。

施 策	施策の内容
⑩救急対応の充実	ア かかりつけ医との連携により救急への対応を迅速に行えるよう、関係機関とともに体制整備に努めます。 イ 医師会と連携し初期救急医療体制や、JA 広島総合病院と地域の診療所との連携による救急医療体制の確保に努めたり、#7119について広島広域都市圏の他市町と共同運営し、救急情報を提供すると共に、市民アンケート等で浸透状況を定期的に把握します。
⑪介護者の健康づくり	ア 健康はつかいち21に基づき、介護者が自らの健康を管理し、改善できるような考え方（ヘルスプロモーション）や健康づくり実践方法の普及、健康診査の受診勧奨に努めます。 イ 健康診査の受診勧奨のため、健診案内の全戸配布、受診勧奨はがきの送付等、機会を捉えて健診周知を進めます。特定健診対象者には、受診券を郵送します。

■□「4 地域生活の支援」の評価指標□■

指標名	単位	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
地域生活支援システム緊急時受入等事業の登録者数	人	31	80
障がい福祉相談センターきらりあの認知度	%	43.8	60.0



作品名：春のお祭り
作 者：広島ひかり園

5 安心して暮らせる社会【バリアフリー・安全・協働】

【基本的な方針】

- ▶公共施設及び公共交通機関や道路等のバリアフリー化を関係機関と連携し推進します。
- ▶障がい者が地域で自立して生活をしていくため、また社会参加のための移動手段の充実に努めます。
- ▶避難行動要支援者名簿や避難確保計画を有効活用し、災害等緊急時における障がい者の安全確保を図ります。
- ▶障がい者が地域で暮らしていくために、ボランティアの育成等必要な住民サポート力の強化に努めます。

(1) 福祉のまちづくり

■□現状と課題□■

- ボランティア団体・グループの活動を活発化していくためには相互の連携が重要です。
- ボランティア団体や地域組織等に所属していなくても、隣近所や友人をはじめ、障がいのある人を取り巻く全ての人が、自分らしい生き方を実現することができ、互いを尊重しながら助け合える地域社会を築いていく必要があります。
- 民生委員児童委員と障がいのある人の交流が進みつつあります。今後、この活動をさらに広げていく必要があります。
- 本市では、バリアフリー法や「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが自由に行動し、安全で快適な生活環境の整備を図っています。
- アンケート調査では、障がいのある人の交通手段は「自家用車（本人運転、家族運転）」に頼ることが多いことがうかがえ、外出時に困ることとしては「外出にお金がかかる。」「困ったときにどうすればよいのか心配」「公共交通機関が少ない、またはない」などが多くあげられています。
- 本市では自主運行バスの事業継続に努め、低床バスの導入や、地域性に応じたデマンド交通の運行などを進めています。
- 音響式信号機や点字ブロックなど、安心して外出できる環境整備を希望する声があがっています。

【障がいのある人等の声】

- ・他の子どもとのトラブルになるため遊ぶ場所等に困っている。子どもとその親が安心して外出できる場所を増やしてもらいたい。
- ・発達障がいのあるなしに関わらず、その人らしさ、多様性が認められるようになってほしい。
- ・音の出る信号機を増やしてほしい。
- ・段差、点字ブロックや電光掲示板の有無等、環境が整っていないことで外出時に困ることがある。
- ・障がいのある人にやさしいまなざしや手を差し伸べる地域づくりや教育のできる市であってほしい。

※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

ボランティア活動に関心のある人材の育成、ボランティア活動の促進等により地域福祉活動を進めながら、障がいのある人を支える地域のネットワーク体制づくりを目指します。また、地域福祉を担う各種組織・団体の活動を支援します。

障がいのある人をはじめとする全ての人が安心して外出し、社会参加できるよう、建築物、公共機関、歩行空間など生活空間のユニバーサルデザイン化を図ります。

■ □ 今後の取組 □ ■

施 策	施策の内容
①障がいのある人を支える地域のネットワーク体制づくり	ア 社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域自治組織、ボランティア・NPO団体等の活動を支援し、地域のネットワーク体制を整備します。 イ 各種障がい者団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を深めます。
②ボランティア活動の基盤整備	ア 社会福祉協議会やささえ愛ネットはつかいち等と連携し、登録・斡旋、情報収集、情報提供などボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会ボランティアセンターの機能強化を図ります。 イ 市民活動センター等との連携により、ボランティア団体相互の連携と協力を促進します。 ウ 障がいのある人の総合相談窓口である障がい福祉相談センターきらりあとの連携を促進します。
③自主運行バスの利便性向上と運行の効率化	ア 地域の利用実態に応じた効率的な運行サービスを提供します。 イ 廿日市市地域公共交通計画に基づき、引き続き持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図ります。 ウ デジタル技術等を活用し、誰もが利用しやすい環境を整えます。
④外出手段の支援	ア 身体障害者福祉車両（リフトカー）の貸出事業を継続します。 イ 身体障害者補助犬の理解と協力の啓発を進めます。
⑤交通安全運動の推進	ア 関係機関の協力を得ながら、障がいのある人の交通安全教育や地域活動を推進します。
⑥ユニバーサルデザインの推進	ア 公共施設や歩道整備・段差解消等道路のバリアフリー化や、まち全体を誰にとっても暮らしやすいユニバーサルデザインを進めるとともに、バリアフリー法に基づいた整備を進めます。

(2) 災害、感染症対策の強化

■□現状と課題□■

- アンケート調査では、災害時にひとりで「避難できない」、「わからない」とした人が合計 50.3%でした。災害時に安全を確保することが困難な障がいのある人には、特別の配慮が必要です。
- 障がいのある人の災害時の速やかな行動と安全の確保を可能にするために、本市では地域防災計画及び避難行動要支援者避難支援制度に基づき、必要な対策を進めています。
- 災害時において障がいのある人が迅速・安全に行動するためには、身近にいる家族だけでなく地域住民、自主防災組織、ボランティア、消防団及び行政が相互に理解・協力することも大切であり、ともに防災に取り組むことが求められています。
- 地域の避難支援活動を機能させていくために、自分たちが住んでいる地域が防災上どのような地形にあり、支援を必要としている人がどこに住んでいるのかなど、地域の実情を関係者間で共有しておく必要があります。
- 民生委員児童委員は、避難行動要支援者名簿をもとに、日ごろの見守り活動を通して制度の周知に取り組んでいるほか、自主防災組織においても避難訓練や防災意識の啓発などに取り組んでいます。
- 未知の感染症が発生した場合には、障害福祉サービス事業所の職員、利用者やその家族等の不安や混乱を解消するため、研修等正しい知識を得る機会が求められています。
- 障害福祉サービス事業所等の運営基準が改正され、令和6(2024)年4月1日から、事業継続計画(BCP)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じることや、当該計画を従業員に周知すること、必要な研修及び訓練を定期的を実施することが事業者には義務づけられています。

【障がいのある人等の声】

- ・医療的ケアが必要な重い障がいのある人は、福祉避難所でも受け入れが難しく避難所が決まらない。
- ・自閉スペクトラム症や強度行動障がい等のある人は、一般の避難所で過ごすことが難しい人が多い。
- ・災害時の支援体制が不明確なため心配。
- ・医療的ケアが必要な重い障がいがある人や強度行動障がい等がある人は、避難所への避難や一般の避難所での生活に心配がある。

※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

地域防災計画及び避難行動要支援者名簿に基づき、災害時に安全に避難できるような体制を整備するとともに、障がいのある人をはじめ全ての市民に対して防災意識の向上を図ります。

障害福祉サービス事業所等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための対策について、日頃から検討する機会を持つとともに、定期的に研修や訓練を実施することで、不測の事態に、適切な対応を行うことができる準備を、実地指導の場を通じて指導していきます。

■□今後の取組□■

施 策	施策の内容
①災害時の支援体制の確立	ア 避難行動要支援者名簿に基づき、災害時の支援をスムーズに行えるよう、地区ごとの要支援者に対する支援体制づくりを推進します
②防災対策の強化	ア ハザードマップを配布し、危険箇所・避難方法等を周知するとともに、防災に関する出前トークの実施等により防災意識の啓発を図ります。 イ 自主防災組織、事業所、社会福祉協議会等が連携した防災訓練の実施を促すとともに、避難行動要支援者の訓練参加を支援します。 ウ 地域防災相談員を配置し、防災に関する各種相談・質問を受け、情報の提供及び助言指導を行います。
③福祉避難所の設置等	ア 福祉避難所の設置や避難所への専門職派遣など、災害時における避難所の環境整備を進めるため、医療・福祉施設との連携を進めます。 イ 必要な区域等を考慮したうえで福祉避難所の設置数を増やしていくとともに、福祉避難所の開設訓練を行い、災害時の避難に備えます。
④社会福祉施設等の防災対策	ア 消火、通報、避難等の訓練指導を継続します。 イ 防火査察を積極的に行い、防災意識の高揚を図ります。 ウ 地元町内会等との互助体制づくりに取り組みます。
⑤情報伝達体制の確立	ア 防災情報メール配信サービス「はつかいちし安全・安心メール」により、メール等で緊急情報の提供を実施します。 イ はつかいちし安全・安心メールの周知を図り、様々な媒体を使用し全要支援者に周知するように努めます。
⑥連絡、通報体制の整備	ア 聴覚や発話の障がいなどによる音声通話が困難な方を対象に、携帯電話、パソコン、ファックスを用いたメール等の文字による119番通報の受付を継続します。
⑦救急搬送時の障がい・医療情報の明示方法の検討	ア 聴覚や発話に障がいのある人が救急搬送時に適切な処置を受けられるよう、要請に応じ手話通訳者の派遣等を行います。 イ 障がいのある人が、障がい・医療情報を明示しやすい方法を検討します。
⑧見守り安心ネットワークの継続	ア 社会福祉協議会と連携し、行方不明者等の搜索にあたり円滑な情報交換などによる早期発見・早期保護に努めると同時に、地域福祉の連帯意識の醸成を目指します。 イ 見守り安心ネットワーク事業として、見守り安心ネットワーク運営事業、見守りシール交付事業を社会福祉協議会に委託して実施します。

施 策	施策の内容
⑨新興感染症等への備え	ア 感染症の予防及びまん延防止のための対策について、国や県が示すガイドライン等の周知を図るとともに、実地指導の場で必要な措置を講じるよう事業者に指導していきます。

(3) 福祉用具等の充実

■□現状と課題□■

○障がいのある人の在宅生活を容易にするために、補装具費支給、日常生活用具給付等事業を行っています。

○日常生活を安全に安心して過ごすために、状況に応じて柔軟に日常生活用具の対象を拡大してほしいとの声や、排泄コントロールが難しい人に対して日常生活用具としておむつの給付を求める声が上がっています。

【障がいのある人等の声】

- ・生活上必要な日常生活用具でも、障がいの種類・部位、耐用年数等によっては給付対象にならない場合がある。基準を見直してもらいたい。
- ・排せつのコントロールができず日常的にオムツを使用している場合でも、知的障がいや発達障がいの人にはオムツが支給されないため費用負担が大きい。

※その他、資料編参照

■□目指す方向性□■

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、補装具や日常生活用具の給付を行います。

■□今後の取組□■

施 策	施策の内容
①補装具費支給、日常生活用具給付等事業等の充実	ア 補装具費支給、日常生活用具給付等事業の周知を行い、障がいのある人の就労その他日常生活での能率の向上を図り、障がいのある児童の将来的な自立促進を図ります イ 日常生活用具の給付用具となる対象用具、対象者について調査研究します。
②補装具判定会実施の働きかけ	ア 身体障害者更生相談所が実施する車椅子、義足、装具等の補装具費の支給に必要な判定会の実施が、本市で引き続き行われるよう関係機関に働きかけ、運営の協力に努めます。

■□「5 安心して暮らせる社会」の評価指標□■

指標名	単位	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
手話奉仕員養成講座の受講者数	人／年	47	50
福祉避難所の開設訓練の回数	回／年	0	1
福祉専門職が関わる個別避難計画の作成者数 (累積)	人	5	20

第7章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境など多くの分野にまたがっており、市の関係課はもとより、医療機関、福祉事業所、特別支援学校、民間企業、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉協議会などとの連携・協働体制の構築が重要です。その中核的な役割を果たす、はつかいち福祉ねっこの機能を充実させることで、総合的・横断的に計画を推進していきます。

さらに、国や広島県の関係行政機関、地域等との連携を深め、総合的・横断的に計画を推進していきます。

また、計画推進には、地域の人々・組織・団体の理解や協力が不可欠です。下図は、それぞれの立場から計画推進に向けてのところがけとして、その一例を挙げたものです。障がいのある人の特性や状態に応じて、できるものから取り組み、「ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち」の実現を目指しましょう。

～ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち に向けて～

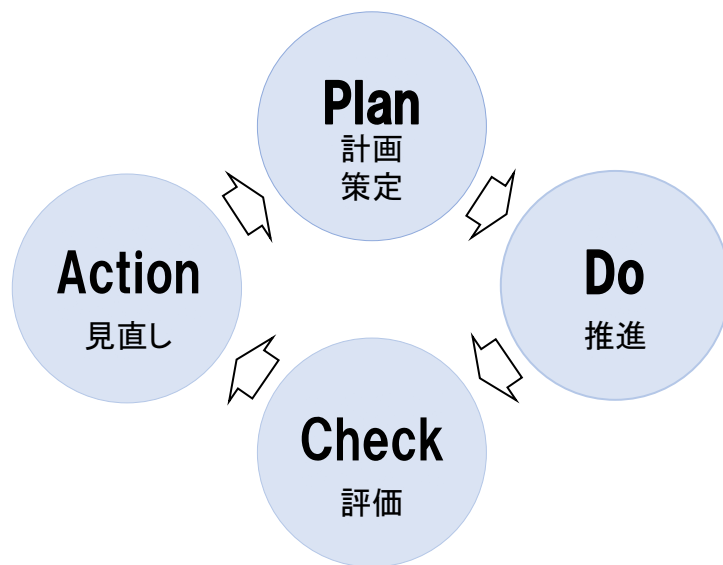


2 計画の進捗管理、評価、見直しについて

本計画は、はつかいち福祉ねっとにおいて、PDCAサイクルに基づいた進捗管理、評価、見直しを行っています。

障がいのある人の状況やニーズは流動的で変化しやすく、それらに適切に対応していくことも重要であることから、市の窓口はもとより、障がい福祉相談センターきらりあや福祉事業所等に日常的に寄せられる意見や要望も貴重な評価としてとらえる必要があります。

一人一人が、障がいのある人の状況や取り巻く環境に関心を持ち、広く情報をキャッチしようとする意識を持つことが、より細やかで実効性の高い評価体制の確立を促し、本計画の基本目標「ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち」の実現につながるものと考えます。



[表紙]

表紙絵 作品名:つながる輪

作者:NPO 法人あいら・きらほし

[裏表紙]

作品名:和^わ気^きあい々!楽^{たの}しいね!

作者:社会福祉法人くさのみ福祉会 くさのみ作業所

花^か野^の 満^{みつ}輝^{てる}(ペンネーム)



第4次廿日市市障がい者計画

令和7年3月発行
廿日市市